〈水道課〉

１　水道法の改正について・・・2
２　水道施設の災害対策について・・27
３　水道事業関係予算について・・33

〈水道計画指導室〉

１　水道事業者等への指導監督について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
２　水道分野における国際貢献・・40

〈水道水質管理室〉

１．水道水質管理・・・43

水道課

１．改正水道法について

従前の経緯

○　日本の水道は、98.0%（平成 29 年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

　また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。

○　厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成 25 年３月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年７月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。

○　加えて、制度的対応についても検討するため、平成 27 年９月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成 28 年３月２日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長通知）を発出した。さらに、平成 28 年３月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成 28 年 11 月 22 日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。

○　報告書を踏まえ、平成 29 年３月７日に、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第 193 回通常国会に提出されたが、平成 29 年９月 28 日の衆議院の解散を受け審議未了により廃案とされた。

　その後、平成 30 年 3 月 9 日に同法律案が再び閣議決定され、第 196 回通常国会に提出され、衆議院で審議・可決された後参議院に送付されたが、会期終了に伴い継続審議とされた。第 197 回臨時国会においては参議院で審議・可決された後衆議院に再送付され、同年 12 月６日に衆議院本会議で可決・成立し、12 月 12 日に公布、令和元年 10 月１日に施行された。

○　改正水道法の施行にあわせて、政省令を改正するとともに、国が定める水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定や、水道基盤強化計画の作成の手引き、

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン（以下「コンセッション方式に係るガイドライン」という。）、水道事業における官民連携に関する手引き（以下「官民連携の手引き」という。）等を作成・更新した。これらのうち、基本方針については水道事業の維持・向上に関する専門委員会において、また、コンセッション方式に係るガイドライン及び官民連携の手引きについては検討会を新たに設置して、有識者による議論を踏まえて策定した。

○　また、平成 31 年 1 月 25 日「「水道広域化推進プラン」の策定について」（総財営第 85 号／生食発第 0125 第 4 号）により、都道府県知事に対し、令和 4 年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定することをお願いしているところである。

今後の取組

○　令和元年 10 月 1 日に法施行を迎えたことから、水道の基盤強化のための地域懇談会や全国水道関係担当者会議等において改正法の趣旨を周知するとともに、改正水道法に基づく取り組みを進めることにより水道の基盤強化を図る。

都道府県等に対する要請

○　都道府県及び水道事業者等におかれては、改正水道法及び関係政省令、平成 28 年３月２日の２つの通知、平成 31 年１月 25 日の通知、令和元年９月 30 日の施行通知、基本方針や各種手引き、ガイドラインを踏まえ、引き続き水道の基盤強化のために必要な対応をよろしくお願いする。

・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。

・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。加えて、令和４年度までの「水道広域化推進プラン」の策定やその内容を引き継いだ「水道基盤強化計画」の策定に努められたい。

○　また、水道法の改正に関する HP や各種会議資料（水道技術管理者研修、全国水道関係担当者会議、水道の基盤強化のための地域懇談会等）、情報提供資料（平成 30 年 10 月 10 日付け「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について（再周知）」）に示した内容を参考に、取組を進めていただくようお願いする。

下線部は法律上の記載事項

水道の基盤を強化するための基本的な方針
（令和元年厚生労働省告示第 135 号）

本方針は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）の目的である、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、法第五条の二第一項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、今後の水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の目指すべき方向性を示すものである。

第１　水道の基盤の強化に関する基本的事項

１　水道事業等の現状と課題

我が国の水道は、平成二十八年度末において九十七．九％という普及率に達し、水道は、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものとなっている。

一方で、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足等から大規模な災害の発生時に断水が長期化するリスクに直面している。また、我が国が本格的な人口減少社会を迎えることから、水需要の減少に伴う水道事業等の経営環境の悪化が避けられないと予測されている。さらに、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進むなど、水道事業等は深刻な課題に直面している。

こうした状況は、水道事業が主に市町村単位で経営されている中にあって、特に小規模な水道事業者において深刻なものとなっている。

２　水道の基盤の強化に向けた基本的な考え方

１に掲げる課題に対応し、平成二十五年三月に策定された新水道ビジョンの理念である「安全な水の供給」、「強靭な水道の実現」及び「水道の持続性の確保」を目指しつつ、法に掲げる水道施設の維持管理及び計画的な更新、水道事業等の健全な経営の確保、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成等を図ることにより、水道の基盤の強化を図ることが必要である。

その際、地域の実情に十分配慮しつつ、以下に掲げる事項に取り組んでいくことが重要である。

⑴法第二十二条の四第二項に規定する事業に係る収支の見通しの作成及び公表を通じ、長期的な観点から水道施設の計画的な更新や耐震化等を進めるための適切な資産管理を行うこと。

⑵水道事業等の運営に必要な人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かし効率的な事業運営の観点から実施する、法第二条の二第二項に規定する市町村の区域を超えた広域的な水道事業間の連携等（以下「広域連携」という。）を推進すること。

⑶民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進すること。

３　関係者の責務及び役割

国は、水道事業等において持続的かつ安定的な事業運営が可能になるよう、本方針をはじめとした水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。また、認可権者として本方針に即した取組が推進されるよう、水道事業者等に対して法に基づく指導・監督を行うよう努めなければならない。

都道府県は、市町村の区域を越えた広域連携の推進役として水道事業者等の間の調整を行うとともに、その区域内の水道の基盤を強化するため、法第五条の三第一項に規定する水道基盤強化計画を策定し、これを実施するよう努めなければならない。また、認可権者として、本方針に即した取組が推進されるよう、水道事業者等に対して法に基づく指導・監督を行うよう努めなければならない。

市町村は、地域の実情に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

水道事業者等は、国民生活や社会経済活動に不可欠な水道水を供給する主体として、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。このため、水道施設の適切な資産管理を進め、長期的な観点から計画的な更新を行うとともに、その事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するなど、水道事業等の将来像を明らかにし、需要者である住民等に情報提供するよう努めなければならない。

民間事業者は、従来から、その技術力や経営に関する知識を活かし多様な官民連携の形態を通じて、水道事業等の事業運営に大きな役割を担ってきたところであり、必要な技術者及び技能者の確保及び育成等を含めて、引き続き、水道事業者等と連携して、水道事業等の基盤強化を支援していくことが重要である。

水道の需要者である住民等は、将来にわたり水道を持続可能なものとするためには水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な相応の財源確保が必要であることを理解した上で、水道は地域における共有財産であり、その水道の経営に自らも参画しているとの認識で水道に関わることが重要である。

第２　水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

１　水道の強靭化

水道は、飲料水や生活に必要な水を供給するための施設であるため、災害その他の非常の場合においても、断水その他の給水への影響ができるだけ少なくなり、かつ速やかに復旧できるよう配慮されたものであることが求められる。特に主要な施設の耐震性については、レベル２地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。）に対して、生ずる損傷が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこととされ、当該地震動の災害時も含め法第五条の規定に基づく施設基準への適合が義務づけられている。し

かしながら、大規模改造のときまでは適用しない旨の経過措置が置かれており、現状の水道施設は十分に耐震化が図られていると言える状況にはなく、大規模な地震等の際には長期の断水の被害が発生している。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を行うことが重要である。

⑴水道施設の耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進め、できる限り早期に法第五条の規定に基づく施設基準への適合を図ること。

⑵地震以外の災害や事故時の対応も含めて、自らの職員が被災する可能性も視野に入れた事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定すること。また、それらの計画やマニュアルを踏まえて、自家発電設備等の資機材の整備や訓練の実施、住民等や民間事業者との連携等を含め、平時から災害に対応するための体制を整備すること。

⑶災害時における他の水道事業者等との相互援助体制及び水道関係団体等との連携体制を構築すること。

国は、引き続き、これらの水道事業者等の取組に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

2　安全な水道の確保

我が国の水道については、法第四条の規定に基づく水質基準を遵守しつつ適切な施設整備と水質管理の実施を通じた水の供給に努めてきた結果、国内外において、その安全性が高く評価されている。しかしながら、事故等による不測の水道原水の水質変化により、水質汚染が発生し、給水停止等の対応が取られる事案も存在しており、水道水の安全性を確保するための取組が重要である。

このため、水道事業者等においては、引き続き、法に基づく水質基準を遵守しつつ、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行うための水安全計画を策定するとともに、同計画に基づく施策の推進により、安全な水道水の供給を確保することが重要である。

国は、引き続き、これらの水道事業者等の取組に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

3　適切な資産管理

高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行している今日、水道施設の状況を的確に把握し、漏水事故等の発生防止や長寿命化による設備投資の抑制等を図りつつ、水需要の将来予測等を含めた長期的な視点にたって、計画的に水道施設の更新を進めていくことが重要である。

しかしながら、水道事業者等の一部には、法第二十二条の三に定める水道施設の台帳（以下「水道施設台帳」という。）を作成していない者も存在する。また、水道施

設の現状を評価し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期を定める、いわゆるアセットマネジメントについても、小規模な水道事業者等において十分に実施されていない状況にある。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を行うことが重要である。

⑴水道施設台帳は、水道施設の維持管理及び計画的な更新のみならず、災害対応、広域連携や官民連携の推進等の各種取組の基礎となるものであり、適切に作成及び保存すること。また、記載された情報の更新作業を着実に行うこと。さらに、水道施設台帳の電子化等、長期的な資産管理を効率的に行うことに努めること。

⑵点検等を通じて水道施設の状態を適切に把握した上で、水道施設の必要な維持及び修繕を行うこと。

⑶水道施設台帳のほか、水道施設の点検を含む維持及び修繕の結果等を活用して、アセットマネジメントを実施し、中長期的な水道施設の更新に関する費用を含む事業に係る収支の見通しを作成・公表するとともに、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進めること。

⑷水需要や水道施設の更新需要等の長期的な見通しを踏まえ、地域の実情に応じ、水の供給体制を適切な規模に見直すこと。その際、中長期的な水道施設の更新計画については、水の供給の安定性の確保、災害対応能力の確保並びに費用の低減化の観点の他、都道府県や市町村のまちづくり計画等との整合性を考慮し、バランスの取れた最適なものとすること。

国は、引き続き、これらの水道事業者等の取組に対する必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

第３　水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、水道事業等を将来にわたって安定的かつ持続的に運営するためには、事業の健全な経営を確保できるよう、財政的基盤の強化が必要である。

一方で、独立採算が原則である水道事業にあって、現状においても、水道料金に係る原価に更新費用が適切に見積もられていないため水道施設の維持管理及び計画的な更新に必要な財源が十分に確保できていない場合がある。

こうした中で、将来にわたり水道を持続可能なものとするためには、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を、原則として水道料金により確保していくことが必要であることについて需要者である住民等の理解を得る必要がある。その上で、長期的な観点から、将来の更新需要を考慮した上で水道料金を設定することが不可欠である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

⑴長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定すること。その上で、概ね三年から五年ごとの適切な時期に水道料金の検証及び必要に応じた見直しを行うこと。

⑵法第二十二条の四の規定に基づく収支の見通しの作成及び公表に当たって、需要者である住民等に対して、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道事業等の将来像を明らかにし、情報提供すること。その際、広域連携等の取組が実施された場合には、その前提条件を明確化するとともに、当該前提条件、水道施設の計画的な更新及び耐震化等の進捗と、水道料金との関係性の提示に努めること。

国は、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な簡易水道事業者等、経営条件の厳しい水道事業者等に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行うとともに、水道事業等の認可権者として、認可権者である都道府県とともに、これらの取組を水道事業者等に対して促すことが重要である。

第４　水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

水道事業等の運営に当たっては、経営に関する知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が不可欠である。しかしながら、水道事業者等における組織人員の削減等により、事業を担う職員数は大幅に減少するとともに、職員の高齢化も進み、技術の維持及び継承並びに危機管理体制の確保が課題となっている。

水道事業等を経営する都道府県や市町村においては、長期的な視野に立って、自ら人材の確保及び育成ができる組織となることが重要である。

さらに、水道事業者等の自らの人材のみならず、民間事業者における人材も含めて、事業を担う人材の専門性の維持及び向上という観点も重要である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

⑴水道事業等の運営に必要な人材を自ら確保すること。単独での人材の確保が難しい場合等には、他の水道事業者等との人材の共用化等を可能とする広域連携や、経営に関する知識や技術力を有する人材の確保を可能とする官民連携（官民間における人事交流を含む。）を活用すること。

⑵各種研修等を通じて、水道事業等の運営に必要な人材を育成すること。その際、専門性を有する人材の育成には一定の期間が必要であることを踏まえ、適切かつ計画的な人員配置を行うこと。さらに、必要に応じて、水道関係団体や教育訓練機関において実施する水道事業者等における人材の育成に対する技術的な支援を活用すること。

国は、こうした水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する取組に対して、引き続き、必要な技術的及び財政的な援助を行うことが重要である。

都道府県は、その区域内における中核となる水道事業者等や民間事業者、水道関係団体等と連携しつつ、その区域内の水道事業者等の人材の育成に向けた取組を行うほか、必要に応じ人事交流や派遣なども活用して人材の確保に向けた取組も行うことが重要

である。

第５　水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項

市町村経営を原則として整備されてきた我が国の水道事業は、小規模で経営基盤が脆弱なものが多い。人口減少社会の到来により水道事業等を取り巻く経営環境の悪化が予測される中で、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするためには、運営に必要な人材の確保や施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出等を可能とする広域連携の推進が重要である。

広域連携の実現に当たっては、連携の対象となる水道事業者等の間の利害関係の調整に困難を伴うが、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化や施設の共同化、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十六の二に定める事務の代替執行等様々な形態があることを踏まえ、地域の実情に応じ、最適な形態が選択されるよう調整を進めることが重要である。

このため、都道府県は、法第二条の二第二項に基づき、長期的かつ広域的視野に立って水道事業者等の間の調整を行う観点から、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

⑴法第五条の三第一項の規定に基づく水道基盤強化計画は、都道府県の区域全体の水道の基盤の強化を図る観点から、区域内の水道事業者等の協力を得つつ、自然的社会的諸条件の一体性等に配慮して設定した計画区域において、その計画区域全体における水道事業等の全体最適化の構想を描く観点から策定すること。なお、都道府県による広域連携の推進は、市町村間のみの協議による広域連携を排除するものではなく、また、都道府県境をまたぐ広域連携を排除するものではないこと。

⑵都道府県の区域全体の水道の基盤の強化を図る観点からは、経営に関する専門知識や高い技術力等を有する区域内の水道事業者等が中核となって、他の水道事業者等に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うことが重要である。そのため、当該中核となる水道事業者等の協力を得つつ、単独で事業の基盤強化を図ることが困難な経営条件が厳しい水道事業者等も含めて、その区域内の水道の基盤を強化する取組を推進すること。

⑶法第五条の四第一項の規定に基づき、広域的連携等推進協議会を組織すること等により、広域連携の推進に関する必要な協議を進めること。

市町村は、水道の基盤の強化を図る観点から、都道府県による広域連携の推進に係る施策に協力することが重要である。

水道事業者等は、法第五条の四第一項に規定する広域的連携等推進協議会における協議への参加も含め、水道の基盤の強化を図る観点から、都道府県による広域連携の推進に係る施策に協力するとともに、必要に応じて官民連携の取組も活用しつつ、地域の実情に応じた広域連携を推進することが重要である。

国は、引き続き、広域連携の好事例の紹介等を通じて、そのメリットをわかりやすく説明するなど、都道府県や水道事業者等に対して広域連携を推進するための技術的な援助を行うことが重要である。その際、国は、必要に応じて、水道事業者等の行う広域連携の取組に対する財政的な援助を行うものとする。

第６　その他水道の基盤の強化に関する重要事項

１　官民連携の推進

官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つである。

官民連携については、個別の業務を委託する形のほか、法第二十四条の三の規定に基づく水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託（以下「第三者委託」という。）、法第二十四条の四に規定する水道施設運営等事業など、様々な形態が存在することから、官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要である。

このため、水道事業者等においては、以下に掲げる取組を推進することが重要である。

⑴水道の基盤の強化を目的として官民連携をいかに活用していくかを明確化した上で、水道事業等の基盤強化に資するものとして、適切な形態の官民連携を実施すること。

⑵第三者委託及び水道施設運営等事業を実施する場合においては、法第十五条に規定する給水義務を果たす観点から、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、民間事業者に対する適切な監視・監督に必要な体制を整備するとともに、災害時等も想定しつつ、訓練の実施やマニュアルの整備等、具体的かつ確実な対応方策を検討した上で実施すること。

国は、引き続き、水道事業者等が、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施できるよう、検討に当たり必要な情報や好事例、留意すべき事項等を情報提供するなど、技術的な援助を行うことが重要である。その際、国は、必要に応じて、水道事業者等の行う官民連携の導入に向けた検討に対して財政的な援助を行うものとする。

２　水道関係者間における連携の深化

水道による安全かつ安定的な水の供給は、水道事業者等のほか、指定給水装置工事事業者、登録水質検査機関をはじめとした多様な民間事業者等が相互に連携・協力する体制の下で初めて成立しているものであり、これらの関係者における持続的かつ効果的な連携・協力体制の確保が不可欠である。

その中でも、水道事業者と需要者である住民等の接点となる指定給水装置工事事業者は、必要に応じ技能向上を目的とした講習会等への参加など、自らの資質向上に努めつつ、水道事業者と密接に連携して、安全かつ安定的な水道水の供給を確保する必要がある。

また、水道において利用する水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにするため、安全で良質な水の確保、水の効率的な利用等に係る施策について、国、都道府県、市町村、水道事業者等及び住民等の流域における様々な主体が連携して取り組むことが重要である。

3　水道事業等に関する理解向上

水道の持続性を確保するための水道の基盤の強化の取組を進めるに当たっては、需要者である住民等に対して、水道施設の維持管理及び計画的な更新等に必要な財源を原則水道料金により確保していくことが必要であることを含め、水道事業等の収支の見通しや水質の現状等の水道サービスに関する情報を広報・周知し、その理解を得ることが重要である。

このため、水道事業者等は、需要者である住民等がこうした水道事業等に関する情報を適時適切に得ることができるよう、そのニーズにあった積極的な情報発信を行うとともに、需要者である住民等の意見を聴きつつ、事業に反映させる体制を構築し、水道は地域における共有財産であるという意識を醸成することが重要である。

また、国及び都道府県においても、水道事業等の現状と将来見通しに関する情報発信等を通じて、国民の水道事業等に対する理解を増進するとともに、国民の意見の把握に努めることが重要である。

4　技術開発、調査・研究の推進

水道における技術開発は、従来から、水道事業者等、民間事業者、調査研究機関、大学等の高等教育機関が相互に協力して実施してきた。技術開発については、水道事業者等において需要者である住民等のニーズに応える観点から技術的な課題や対応策を模索する一方、民間事業者等においてはこうしたニーズを的確にとらえ、新たな技術を提案することなどにより、更に推進していくことが重要である。

また、ICT 等の先端技術を活用し、水道施設の運転、維持管理の最適化、計画的な更新や耐震化等の効果的かつ効率的な実施を可能とするための技術開発が望まれる。

さらに、調査研究機関、大学等の高等教育機関や民間事業者等において、水道の基盤の強化に資する浄水処理、送配水及び給水装置等に係る技術的課題や水道事業の経営等水道における様々な課題に対応する調査・研究を推進することが重要である。

水道事業者等は、こうした技術開発、事業の経営等を含めた調査・研究で得られた成果を積極的に現場で活かし、事業の運営を向上させることが重要である。

国は、こうした水道事業者等、民間事業者、調査研究機関、大学等の高等教育機関等による技術開発及び調査・研究を推進するとともに、それらの成果を施策に反映するよう努めることが重要である。

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、98.0%の普及率 を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（H29年度16.3%）。

②耐震化の遅れ

- 水道管路の耐震適合率は約4割しかなく、耐震化が進んでいない（年1%の上昇率）。
- 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

管路の経年化の現状と課題

- 全管路延長（712,290km）に占める法定耐用年数※（40年）を超えた延長の割合は、16.3%（平成29年度）となっている。
  ※ 減価償却費を計算する上での基準年数（計画的に更新を実施している水道事業者の実績の平均では56年）
- 現状の年間更新実績は、更新延長4,971km、更新率0.70%（平成29年度）となっている。
- 今後20年間で更新が必要な管路は、1980年以前に整備された153,700km、全体の23%程度と予測され、これらを平均的に更新するには、1.14%程度の更新率が必要となる。

管路経年化率（%）

$$\frac{\text{法定耐用年数を超えた管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

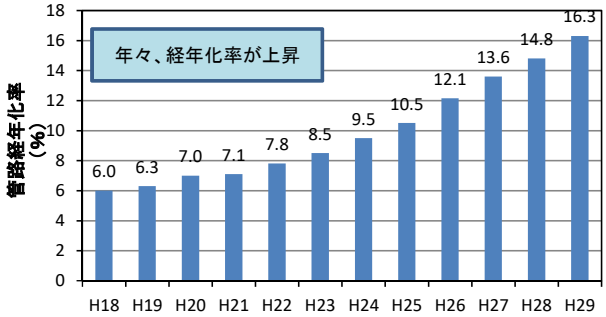

H29年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	17.8%	13.5%	16.3%
管路更新率	0.76%	0.59%	0.70%

（出典）水道統計

管路更新率（%）

$$\frac{\text{更新された管路延長}}{\text{管路総延長}} \times 100$$

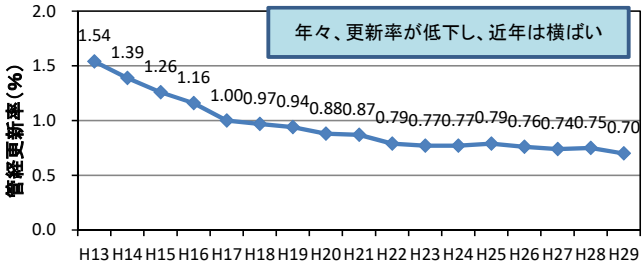

（出典）水道統計

整備年代別の管路更新需要（平成28年度時点）

整備時期	延長	管路全体に占める割合
1960年以前	8,500 km	1 %
1961年～1970年	30,700 km	5 %
1971年～1980年	114,500 km	17 %
計	153,700 km	23 %

（出典）平成30年3月 厚生労働省 水道課調べ

水道施設における耐震化の状況（平成30年度末）

基幹管路

- 平成29年度から1.0ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

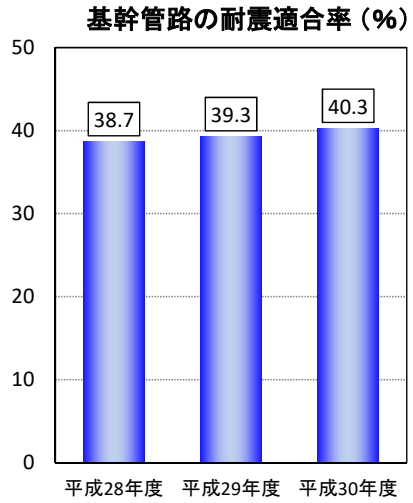

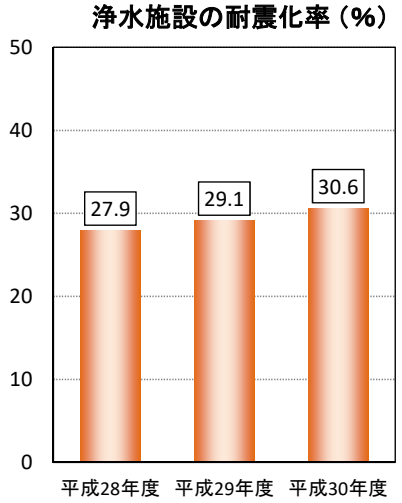

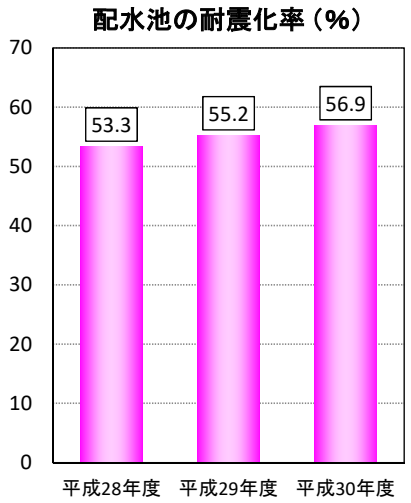

（出典）厚生労働省水道課調べ

水道事業の経営状況

○ 小規模な水道事業体ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている（＝原価割れしている）。

上水道事業の料金回収率（供給単価/給水原価）

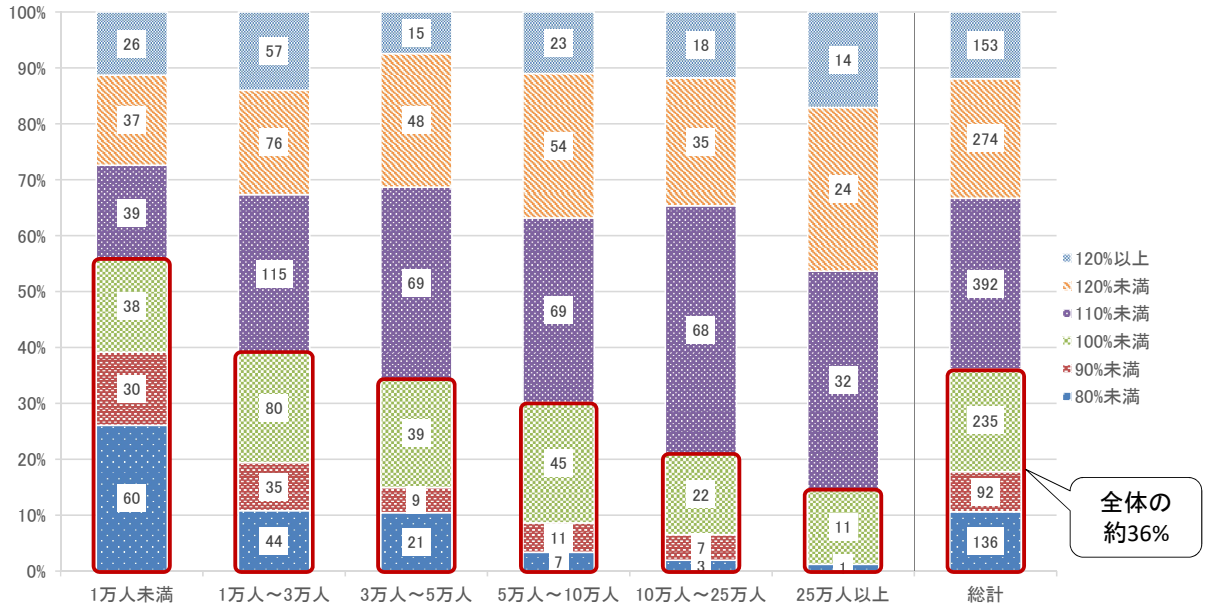

	1万人未満	1万人～3万人	3万人～5万人	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人以上	総計
10㎥当たり料金（平均）	1,832円	1,644円	1,510円	1,440円	1,275円	1,155円	総平均 1,548円

（「平成29年度　地方公営企業年鑑」より作成）

給水人口別の水道事業数及び職員数の状況

給水人口別の水道事業数と平均職員数（平成29年度）

※嘱託職員を除く

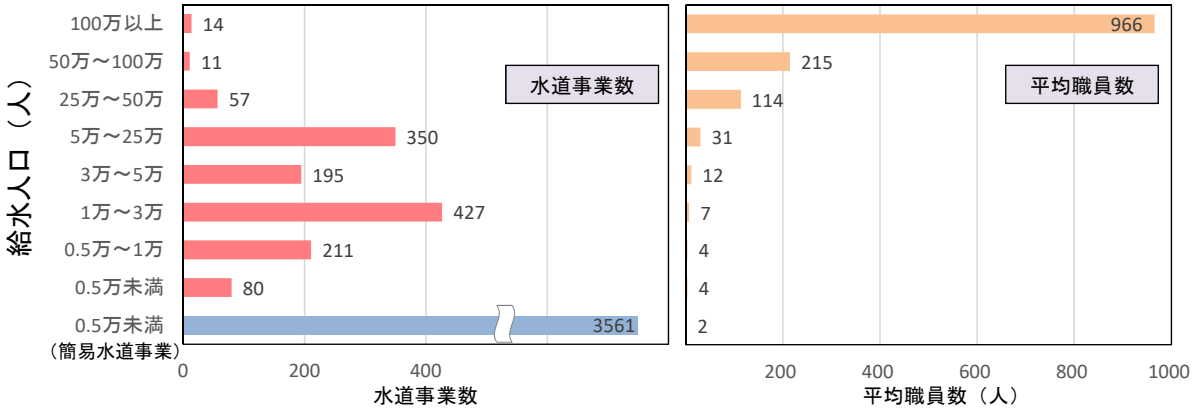

出典：平成29年度水道統計（日本水道協会）

水道事業における職員数の推移

※嘱託職員を除く

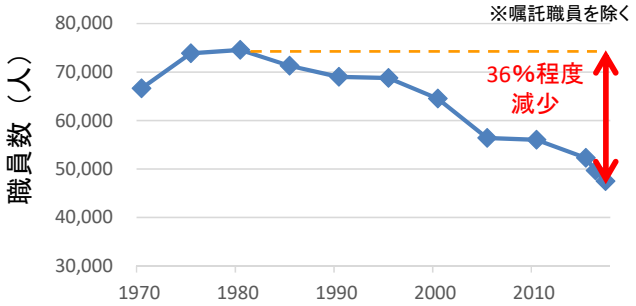

出典：平成29年度水道統計（日本水道協会）

- 全国に4,900以上の水道事業が存在。小規模で職員数が少ない水道事業者が非常に多い。
- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて36%程度減少している。

人口減少社会の水道事業

- 節水機器の普及や人口減少等により、有収水量は2000年頃をピークに減少傾向にあり、2050年頃には、ピーク時の約2／3程度まで減少する見通し。

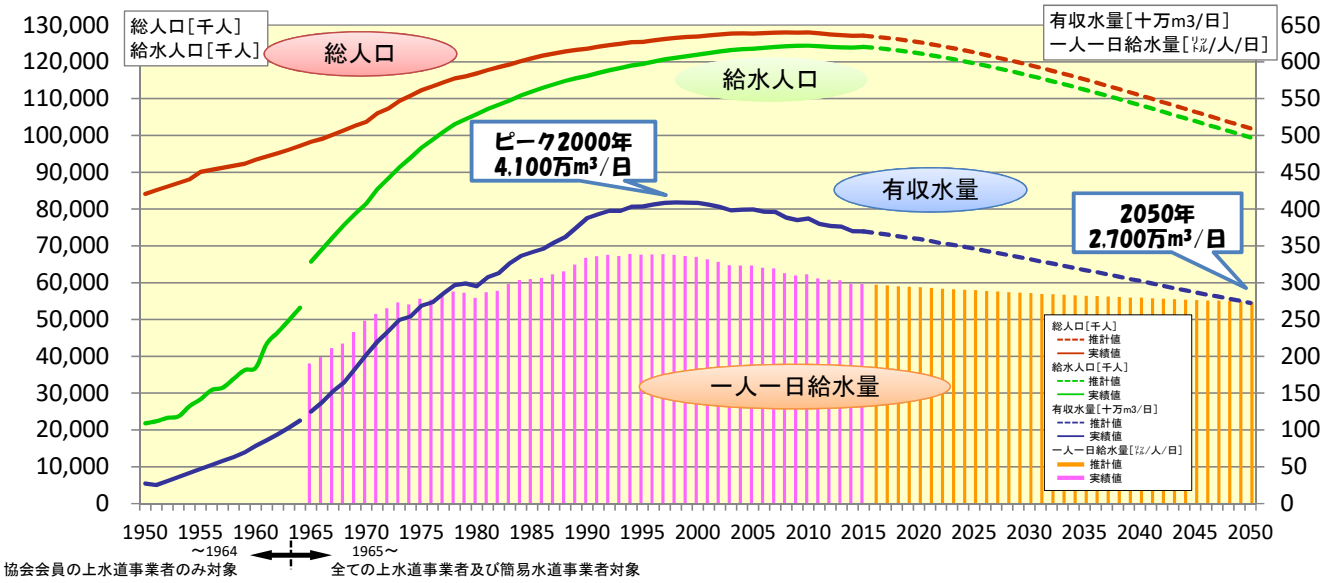

【実績値（～2015）】水道統計（日本水道協会）　「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口

【推計方法】

①給水人口：日本の将来推計人口（平成29年推計）に、上水道及び簡易水道の普及率（H27実績97.6%）を乗じて算出した。

②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率（0.310）で設定した。

③一人一日給水量：一人一日給水量＝有収水量÷給水人口

全国の水道施設の更新費・修繕費の試算結果

○ 過去10年間(2008～2017年度)の投資額(更新費を含む)※の平均値は約1兆1千億円であるのに対して、将来30年間(2018～2048年度)にわたって単純更新を行った場合の更新費は、平均約1兆6千億円と試算※される(約5千億円/年の差)。
○ 将来の修繕費は、過去30年間(1988～2017年度)の平均値と同水準で試算※した(約2.3千億円/年)。
○ 水道施設台帳を作成し、余剰資産の整理(ダウンサイジングや管網の整理統合)を行うことにより、将来の更新費や修繕費の削減が期待できる。また、基盤強化計画を策定することができる都道府県において、水道全体の効率化を見込んだ更新費や修繕費を推計することが重要である。

※過去の投資額、将来の試算の前提は次ページを参照。

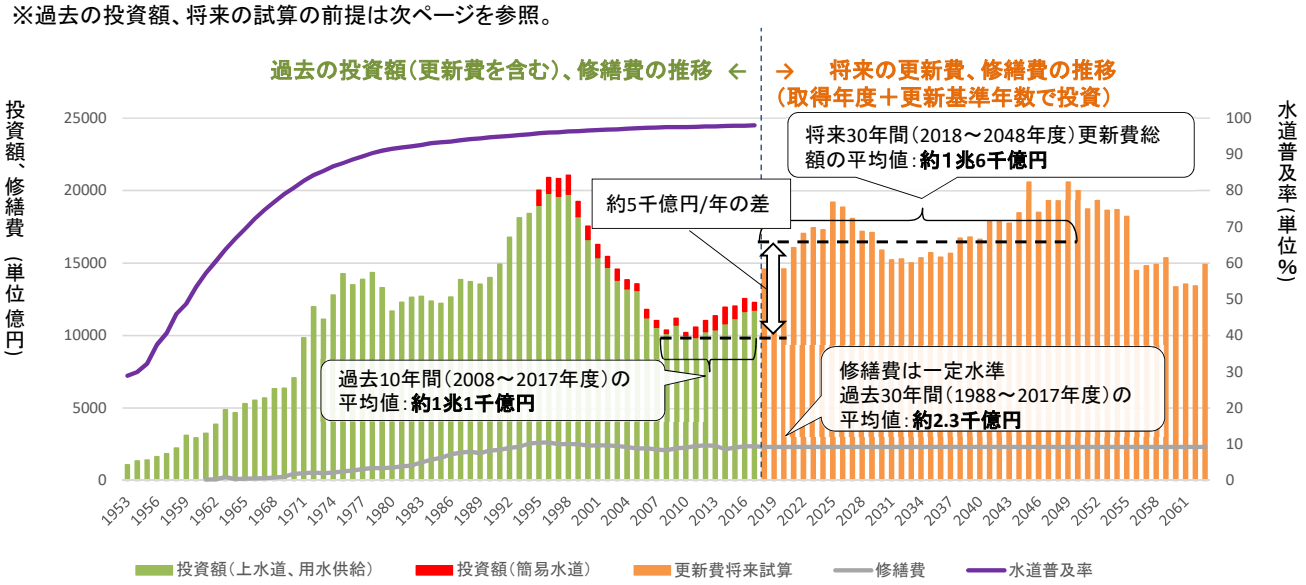

【参考】過去の投資額等の算定方法、将来の更新費等の試算の考え方

【過去の投資額(更新費を含む)、修繕費の算定方法、水道普及率の参照資料】
○投資額(更新費を含む):1953～2017年度の水道統計、1995～2017年度の簡易水道統計※1を基礎とし、物価調整※2によって2017年度の物価水準に換算して算定。
○修繕費:1961～2017年度の地方公営企業年鑑に掲載されている修繕費を基礎とし、物価調整によって2017年度の物価水準に換算して算定。なお、簡易水道事業者分は、2017年度の年間配水量を基礎として補正。
○水道普及率: 1953～2017年度の水道統計を参照(簡易水道分を含まない)。

※1 データの信頼性が得られない年度(2006年度及び2014年度)については、一部推計を含む。なお、1994年度以前の簡易水道統計はないため、過去の投資額に算入していない。
※2 国土交通省の建設工事デフレーターを使用(以下、同じ)。

【将来の更新費、修繕費の試算方法】
○管路:更新基準年数※3に達した管路延長※4に単価※5(2017年度価値)をかけて試算。
○土木、建築、設備:更新基準年数に達した現有資産の取得価額※4を、物価調整によって2017年度の物価水準に換算して試算。
○修繕費:直近約30年の傾向から、今後も同一水準で発生すると試算。

※3 更新基準年数:施設種別毎の更新基準年数(実使用年数、または実質的耐用年数)を次の通り設定。
・管路:最も古い年代に布設されたものを40年とし、1962～2010年度にかけて段階的に56年*に延長するように設定。
・土木:73年*、建築:70年*、設備:25年*
・2017年度点で更新基準年数に達している施設は、2018年度以降早期に更新すると仮定。
*厚生労働省「アセットマネジメント「簡易支援ツール」」『実使用年数に基づく更新基準の設定例』を参考に設定。

(参考)法定耐用年数(固定資産の減価償却費を計上する計算期間として法律で定められた年数)
土木:60年、建築:50年、設備:15年、管路:40年

※4 水道事業者等(水道用水供給事業者、簡易水道事業者を含む。以下同じ。)から、現有資産の取得価額、管路延長の情報を収集。一部、情報の得られなかった水道事業者等があるため、当該水道事業者等が2017年度の全国の年間配水量に占める割合を用いて補正した。施設の取得価額は物価調整によって2017年度の物価水準に換算した。

※5 全国の水道事業体及び用水供給事業体の管路更新工事費(2018年度実績)を基に設定。

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1．関係者の責務の明確化

①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2．広域連携の推進

①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3．適切な資産管理の推進

①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日 （ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない）

法律の目的（第1条）

【改正趣旨】
給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から、人口減少に伴う水の需要の減少、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新するとともに、必要な人材の確保が求められる時代となったことに対応し、水道の計画的な整備から水道の基盤の強化が求められている。
このため、目的規定を改正するもの。

改正前

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

改正後

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進
（第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4）

現状・課題

○ 水道の普及率は98.0%（平成29年度）となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。

○ 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。

○ また、1347の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が914と多数存在（平成29年度）しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正法

○ 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。（第1条）

○ 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。

特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。（第2条の2）

○ 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。（第5条の2）

○ 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。（第5条の3）

○ 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。（第5条の4）

水道の基盤を強化するための基本的な方針について

○ **国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定める**こととする。

（改正後の法第５条の２第１項）
厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

○ 都道府県は、水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画（「水道基盤強化計画」）を定めることができることとする。

基本方針の策定趣旨

○ 水道の基盤の強化については、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等、様々な課題を総合的に解決することが求められている。

○ そのため、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保等についての考え方等について、厚生労働大臣が一定の方向性を定め、これに基づき、各都道府県が計画区域内の水道事業者等に対して講ずべき施策等を水道基盤強化計画に規定することが効果的であるためである。

基本方針に定める事項

① 水道の基盤の強化に関する基本的事項
② 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
③ 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項
④ 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
⑤ 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
⑥ その他水道の基盤の強化に関する重要事項

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

（平成31年1月25日付け　総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

（1）水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めるもの。

（2）策定主体、策定体制
策定は、都道府県が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、関係部局が連携し一元的な体制を構築すること。

（3）策定スケジュール、公表等
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

（1）水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境（給水人口、有収水量等）と経営状況（職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等）に係る項目について、人口減少や更新投資需要の増大等を反映し、現状と将来見通しを明らかにすること。

（2）広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとに、（1）の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。

（3）今後の広域化に係る推進方針等
（1）及び（2）に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的取組の内容（想定される広域化の圏域とその方策）及びそのスケジュールについて記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

（1）策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。

（2）都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の広域化推進プランに記載すること。

（3）水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

（4）都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンや、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容の活用が可能。

（5）水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、普通交付税措置を講ずる。
また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、地方財政措置を講ずる。

改正水道法に基づく広域連携の推進

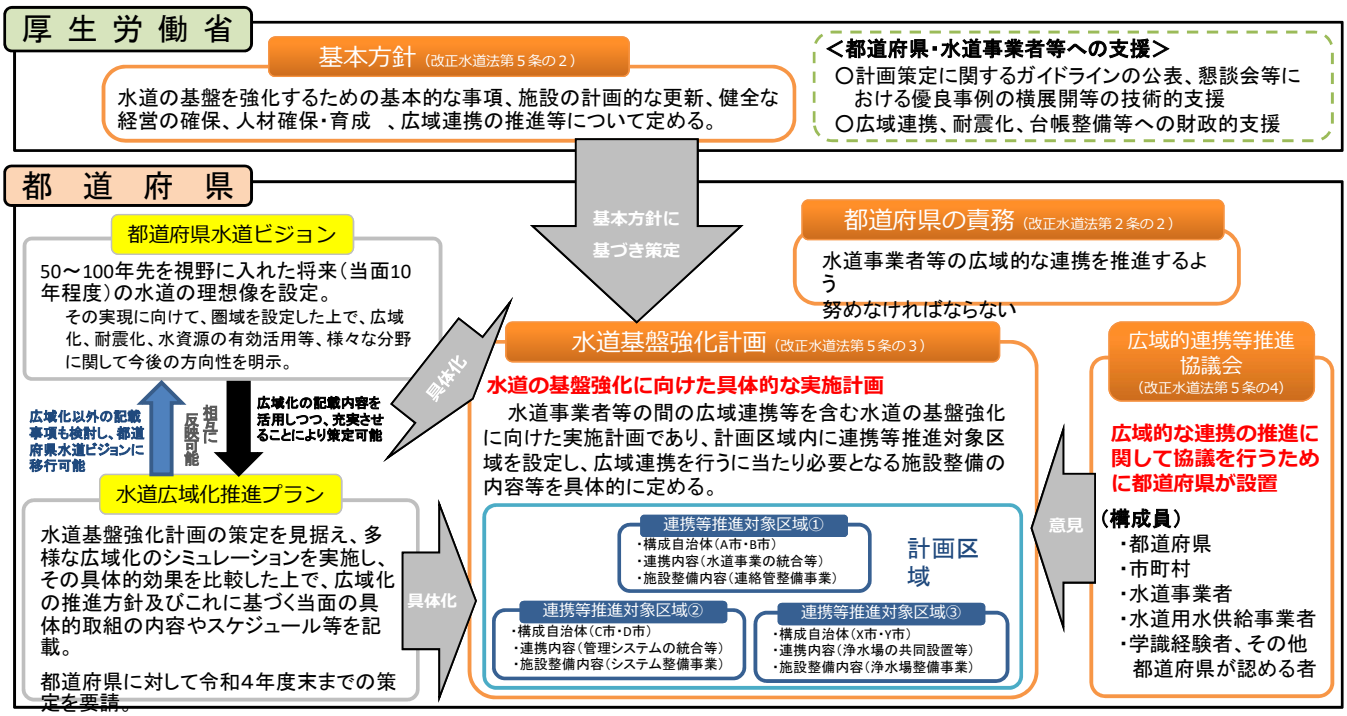

適切な資産管理の推進（第22条の2、第22条の3、第22条の4）

現状・課題

○ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。

○ また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。

○ 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新（耐震化を含む。）が必要。

○ また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正法

（第22条の2）

○ 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。

（第22条の3）

○ 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。

（第22条の4）

○ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。

点検を含む維持・修繕（法第22条の2、施行規則第17条の2）

■水道法第二十二条の二

水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

■水道法施行規則第十七条の二

法第二十二の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、以下のとおりとする。

一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において、「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。

二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね5年に1回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つために、修繕その他の必要な措置を講ずること。

2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検を実施した者の氏名

三 点検の結果

3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

水道施設台帳の整備（法第22条の3、施行規則第17条の3）

※令和4年9月30日までは適用しない

○水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳を適切に作成及び保管

○台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、その適切な整理を継続して実施することが必要

■ 調書及び図面として整備すべき事項

※マッピングシステムなどの電子システムで把握している場合も、水道施設台帳が整備されていると見なす

調書

管路等調書

管路等の性質ごとの延長を示した調書

- 管路等区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長

水道施設調書

水道施設（管路等を除く）に関する諸元を示した調書

- 名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- 市区町村名及びその境界線
- 給水区域の境界線
- 主要な水道施設の位置及び名称
- 主要な管路等の位置
- 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- 管路等の基本情報（管路等の位置、口径、材質）
- 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- 管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- その他地図情報（市区町村名とその境界線、方位、縮尺、凡例及び作成の年月日、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

■ 形式を問わず整備すべき情報

- 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
- 止水栓の位置
- 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

水道施設の計画的な更新等について（法第22条の4、施行規則第17条の4）

■水道法第二十二条の四

水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2　水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

■水道法施行規則第十七条の四

水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2　前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。

3　前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4　水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5　水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

3. 官民連携の推進（第24条の4～第24条の13）

現状・課題

○ 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。（第6条）

○ 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。

○ 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定することは可能。

○ ただし、施設の運営権を民間事業者に設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。

○ 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

改正法

○ 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。

○ 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。（第24条の4）

○ 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※ 運営権が設定された民間事業者（運営権者）による事業の実施について、PFI法に基づき、
- 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
- 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
- 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

民間事業者への水道施設運営権の設定に関する手続の流れ

- 水道施設運営権の設定を行おうとする地方自治体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく手続を行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。
- 事業開始後、地方自治体は、PFI法に基づき、水道施設運営権者に対しモニタリングを行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働省は、地方自治体と水道施設運営権者に対し、直接、報告徴収、立入検査等を行う。

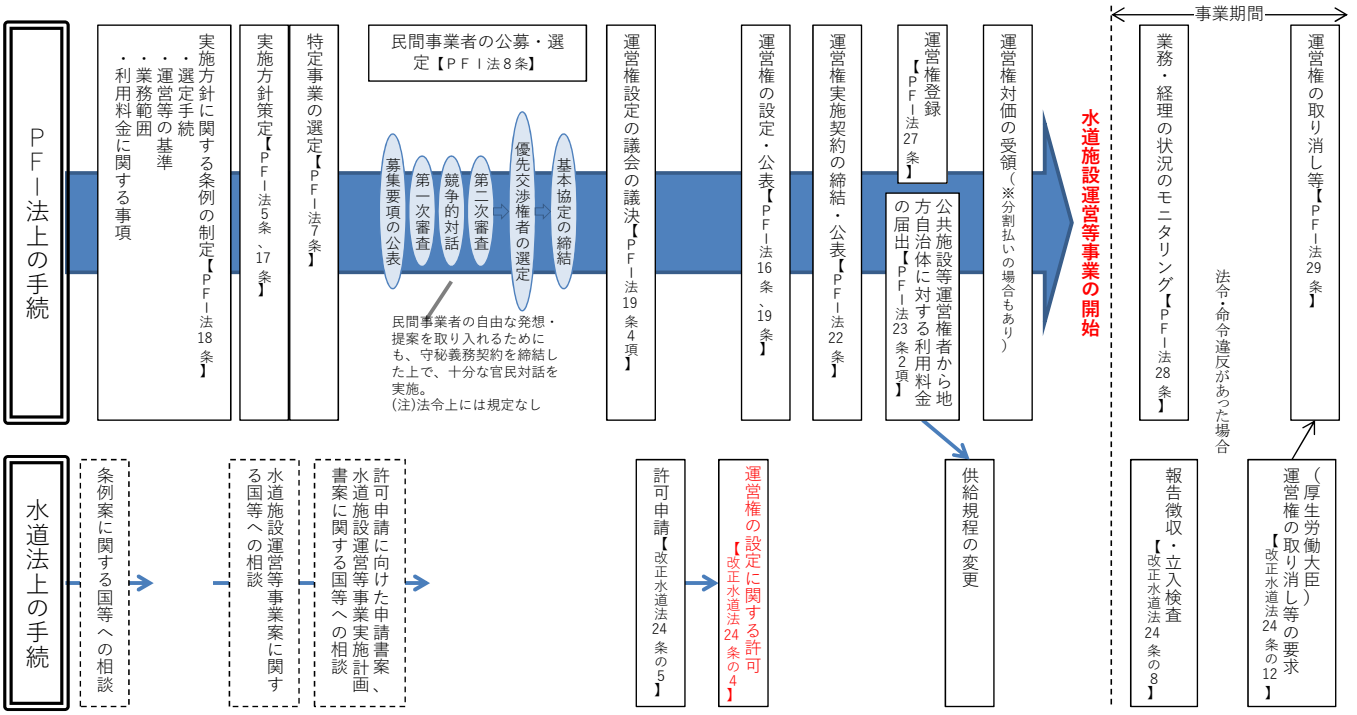

水道施設運営等事業実施制度における許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

許可基準 （改正水道法第24条の6）	実施計画書の記載事項 （改正水道法第24条の5）
● 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。 ● 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。 ✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。 ✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること ✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 ● 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。 ● 必要な技術的細目は厚生労働省令で定める。	1. 対象となる水道施設の名称及び立地 2. 事業の内容 3. 運営権の存続期間 4. 事業の開始の予定年月日 5. 選定事業者が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置 6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置 7. 事業の継続が困難となった場合における措置 8. 選定事業者の経常収支の概算 9. 選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設の利用料金 10. その他厚生労働省令で定める事項

水道施設運営権者の業務範囲について

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

水道事業

水道事業の全体方針の決定・全体管理

- 経営方針の決定
- 議会への対応、条例の制定
- 認可の申請・届出
- 供給規程の策定
- 給水契約の締結
- 国庫補助等の申請
- 水利使用許可の申請
- 指定給水装置工事事業者の指定

等

施設の整備※1

- 水道施設の更新
- 水道施設の大規模修繕
- 水道施設の増築

等

施設の管理

- 水道施設の運転管理
- 水道施設の維持・修繕、点検
- 給水装置の管理
- 水質検査

等

営業・サービス

- 料金の設定・収受※2
- 料金の徴収
- 水道の開栓・閉栓
- 利用者の窓口対応

等

危機管理

- 災害・事故等への対策
- 応急給水
- 応急復旧
- 被災水道事業者への応援

等

水道施設運営権者 実施可能範囲

※1：運営権を設定した水道施設の全面更新（全面除却し再整備）は除く　※2：条例で定められた範囲での利用料金の設定・収受に限る

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善（第25条の3の2）

現状・課題

○ 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。

○ 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。

H9：2万5千者 → H29：23万6千者、約9倍

○ 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。

・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者

・違反工事件数：1,869件（H29）

・苦情件数：4,223件（H29）

※指定給水装置工事事業者制度：
各水道事業者は給水装置（蛇口、トイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

改正法

○ 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

（参考）指定の基準
・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等

※ 有効期間の延長又は短縮は不可

※施行に関する留意点等について水道課長通知を発出（令和元年6月）

※日本水道協会において、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」を作成済（令和元年7月）

現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の更新時期の平準化について

改正法においては、現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の更新について、更新時期が一定期間に集中することを避けるため、平準化することができるよう、政令を含めて定める。具体的には、指定給水装置工事事業者に関する施行日後の最初の有効期限は、

・ 施行日の前日から起算して5年を経過する日までとする
・ 当該指定を受けた日が改正法施行日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間とする

指定を受けた年月日	指定の有効期限
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	施行日の前日から1年：2020（令和2）年9月29日
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	施行日の前日から2年：2021（令和3）年9月29日
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	施行日の前日から3年：2022（令和4）年9月29日
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	施行日の前日から4年：2023（令和5）年9月29日
平成25年4月1日 ～令和元年9月30日	施行日の前日から5年：2024（令和6）年9月29日

※ 水道事業者は、有効期間内における指定給水工事事業者からの更新の申請時期について自らの運用において合理的な範囲内で設定することが可能。
その際、更新の申請を行う指定給水装置工事事業者が十分に時間的余裕をもって申請書の準備を行うことができるよう配慮が必要。

指定の更新にあわせて確認することが望ましい事項 ①

指定工事事業者講習会の受講状況

- 指定した水道事業者が実施している講習会への参加状況を確認する。
- 参加していない場合は、不参加の理由等を聞き取り、受講への動機付けを行う。

指定工事事業者の業務内容

- 水道利用者に提供する指定工事事業者に関する情報の充実を図る観点から、指定工事事業者の業務内容について確認する。
  例：営業時間等、漏水修繕等の有無、対応工事等

主任技術者等の研修会の受講状況

- 指定工事事業者が選任している給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の研修受講状況を確認する。
- 確認対象とする研修は、外部機関による研修※、事業所内訓練等の自社内研修
  ※（公財）給水工事技術振興財団が実施する研修

・eラーニング研修
（インターネットで実施）

・現地研修会
（都道府県単位で実施）

→ 研修受講の事実を証明する「修了証書」を発行
希望者に有効期限５年間の「技術者証」を発行

指定の更新にあわせて確認することが望ましい事項 ②

配管技能者の配置状況

- 指定給水装置工事事業者が給水装置工事（配水管分岐～水道メーター）に従事した「適切に作業を行うことができる技能を有する者※」を確認する。
  ※以下の資格保有者
  ① 水道事業者等によって行われた試験、講習により資格を与えられた配管工等
  ② 職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
  ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する職業訓練校の配管科の課程修了者
  ④ （公財）給水工事技術振興財団が実施する検定会の合格者
  （配水管の分岐穿孔、給水管接合に関する技能レベルで合否を判定）

<u>いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管接合等の作業経験が必要</u>

確認事項の活用方法

・指定工事事業者講習会の受講状況
・指定工事事業者の業務内容
・主任技術者等の研修会の受講状況
・配管技能者の配置状況

指導 → 確認した情報をもとに、指定工事事業者を指導することで、資質の保持を図り、
・安全で信頼される給水装置工事の確保
・違反行為・苦情・トラブルの減少につなげる。

情報発信 → 利用者が指定工事事業者を選択する際に有用な情報となるようなわかりやすい情報発信の一つとして活用することが有効。

その他の主な改正事項（第11条、第14条、第39条の2関係）

1. 事業の休止及び廃止に関する事項（第11条）

○ 水道事業者が事業を休廃止する際には厚生労働大臣の許可を受けなければならないとされているところ、その許可に当たっての手続きについて省令委任規定を追加。

2. 供給規程に関する事項（第14条）

○ 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとすること。

※「健全な経営を確保」とは、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいい、そのことを明示的に規定するもの。

3. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項（第39条の2）

○ 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。

水道事業の維持・向上に関する専門委員会について

水道事業を取り巻く課題を踏まえ、広域連携の推進、水道施設の適切な維持管理・更新の促進等の水道事業の基盤強化及び指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策等に係る専門的事項について検討することを目的として、厚生科学審議会生活環境水道部会に、「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」を設置。

構成員

相田　俊一	北海道環境生活部環境局長
浅見　真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
石井　晴夫	東洋大学大学院経営学研究科客員教授
浦上　拓也	近畿大学経営学部教授
岡部　洋	一般社団法人日本水道工業団体連合会上級アドバイザー
川原　良一	松江市上下水道局長
◎滝沢　智	東京大学大学院工学系研究科教授
中谷　知樹	神奈川県政策局政策部長
二階堂健男	全日本水道労働組合中央執行委員長
西村万里子	明治学院大学法学部教授
藤野　珠枝	主婦連合会住宅部
望月　美穂	株式会社日本経済研究所調査本部兼社会インフラ本部副本部長
山口由紀子	相模女子大学副学長・教授
吉田　永	公益社団法人日本水道協会理事長
渡辺　皓	全国管工事業協同組合連合会副会長

（50音順・敬称略。◎は委員長）

スケジュール

○ 改正水道法の施行に向けて、国が定めるとされた水道の基盤を強化するための基本的な方針（基本方針）の策定のため、平成31年2月6日に審議開始。

○ 基本方針は、パブリックコメントを実施した上で厚生労働大臣が令和元年9月30日に告示。

水道施設運営等事業の実施に関する検討会について

改正水道法の施行に向けて、水道施設運営権の設定に係る許可の基準と留意すべき事項や、水道施設運営権の設定に係る許可申請時の実施計画書の記載内容、改正水道法第24条の4に規定する水道施設運営等事業の実施に際して地方公共団体が検討すべき事項等について検討することを目的として、「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」を設置。

構成員

	足立　慎一郎	株式会社日本政策投資銀行地域企画部担当部長 PPP/PFI推進センター長
◎	石井　晴夫	東洋大学大学院経営学研究科客員教授
	佐藤　裕弥	早稲田大学研究員准教授／早稲田大学研究員総合研究機構水循環システム研究所主任研究員
	高橋　玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
	滝沢　智	東京大学大学院工学系研究科教授
	藤野　珠枝	主婦連合会住宅部
	本多　裕孝	公益社団法人日本水道協会水道技術総合研究所主席研究員
	與三本　毅	一般社団法人日本水道運営管理協会運営委員長

（50音順・敬称略、◎は座長）

スケジュール

○ 平成31年２月～５月に計４回開催。
○ 検討結果を踏まえ、パブリックコメントを経て、令和元年９月30日に「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を策定するとともに「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂。

２．水道施設の災害対策について

従前の経緯

○　平成 30 年６月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、大阪広域水道企業団の水道管の破損等により、大阪府高槻市や箕面市等において最大で約９万４千戸が断水し、翌日 19 日までに解消した。この地震による水道管の被害状況は、布設年度が古いほど破損割合が高い傾向にあった。

○　平成 30 年７月豪雨では、土砂災害による浄水施設やポンプ施設等の損壊、河川の氾濫による取水施設や浄水施設等の冠水、原水濁度の上昇等の甚大かつ様々な被害により、18 道府県 80 市町村において最大で約 26 万４千戸が断水した。断水の被害の長期化が見込まれた宇和島市、呉市では、関係省庁や企業、水道事業者等が協力して機器調達や輸送の迅速化、工期短縮等を図り、８月 13 日までに断水が解消した（家屋等損壊地域(※)を除く）。

（※）地震により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として自治体から報告があったもの。

○　平成 30 年９月６日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震では、北海道全域で発生した停電の影響も含め、44 市町村において最大で約６万８千戸が断水した。地震発生から３日後には停電が解消し、断水戸数は約７千戸に減少したが、厚真町や安平町等の揺れが大きかった地域では、浄水施設や水道管の破損等の復旧を行い、10 月９日までに断水が解消した（家屋等損壊地域を除く）。

○　これらの災害を受けて、９月 21 日に開催された「重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」において、直近の自然災害でインフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、国民経済・生活を支え国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際してその機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施することとなった。

全国の上水道事業等を対象にした重要度の高い水道施設(※)の災害対応状況に関する緊急点検の結果を受けて、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための３か年緊急対策」（以下「緊急対策」という。）において、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じる恐れのある重要度の高い水道施設に対して、2020 年度までに自家発電設備の設置や土砂流入防止壁の設置、基幹管路の耐震化のペースの加速等の対策を実施することとした。

（※）病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設

○　令和元年９月の台風第 15 号では、送電線鉄塔や電柱の倒壊に伴う大規模な停電等により、浄水場等水道施設の運転が停止し、千葉県、東京都、静岡県内の３都県 27 事業者において、９月９日から最大約 14 万戸の断水が発生した。発災後は、千葉県水道行政が主体となって調整し、千葉県内の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水活動を実施するとともに、電源車や可搬式発電機の配備による電源確保や復電により応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、９月 25 日までに被災地全域で断水が解消した。

○　令和元年 10 月の台風第 19 号では、浄水場等の冠水、配水管の破損等により水道施設が甚大な被害を受け、福島県、茨城県など 14 都県 103 事業者において、10 月 12 日から最大約 16 万 8 千戸の断水が発生した。発災後は、関東・中部・東北の水道事業者等から給水タンク車や人員が派遣され、応急給水・応急復旧活動を実施した。これらの応急復旧活動により、11 月 14 日までに被災地全域で断水が解消した。

今後の取組

○　「水道における緊急対策の実施について」（平成 31 年２月 25 日付け薬生水発第 0225 第 1 号）のとおり、引き続き、水道事業者等に対して、改めて省令で定める水道施設の技術的基準 (※) への既存施設の適合状況について再点検することとともに、緊急対策の趣旨を踏まえ、水道施設の強靱化に関するより一層の積極的な取組を進めるよう求めていく。加えて、令和元年台風第 19 号等の自然災害による被害等を踏まえ、平成 30 年７月豪雨等に関する検討会（第１回、令和２年２月 12 日）を実施するとともに、令和元年度補正予算等により緊急対策の対象施設を拡充し、更なる災害対策を推進する。

（※）下記の省令及び通知を参照。

「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号）

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 60 号）

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」（平成 20 年４月８日付け健水発第 0408001 号）

○　また、水道施設の早期復旧を図るべく、災害復旧費補助金による財政的支援を進めるとともに、道府県や関連省庁とも連携し、早期の復旧・復興に向けた支援を鋭意進める。

都道府県等に対する要請

○　今後依頼予定の緊急対策に関する要望書の提出にあたっては、「水道における緊急対策の実施について」（平成 31 年２月 25 日付け薬生水発第 0225 第 1 号）の趣旨をふまえ、災害対応に係る新規事業の積極的な検討や、基幹管路や浄水場等の水道施設耐震化の加速につながる検討（前倒し、掘り起こし等）を、水道事業者等へ促していただきたい。

近年の自然災害による水道の被害状況

主な地震による被害

地 震 名 等	発 生 日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	最大断水日数
阪神・淡路大震災	平成 7年 1月17日	7	7.3	約 130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 13万戸	約1ヶ月(道路復旧等の影響地域除く)
能登半島地震	平成19年 3月25日	6強	6.9	約 1.3万戸	14日
新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6強	6.8	約 5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	6強	7.2	約 5.6千戸	18日(全戸避難地区除く)
駿河湾を震源とする地震	平成21年8月11日	6弱	6.5	約7.5万戸※	3日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約 256.7 万戸	約5ヶ月(津波地区等除く)
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約 1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約 44.6万戸	約3ヶ月半(家屋等損壊地域除く)
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約 9.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約 6.8万戸	34日(家屋等損壊地域除く)

※駿河湾で断水戸数が多いのは緊急遮断弁の作動によるものが多数あったことによる。

主な大雨等による被害

時期・地域名	断水戸数	最大断水日数
平成28年8月　台風第10号(北海道、岩手県等)	約1.7万戸	39日
平成29年7月　九州北部豪雨(福岡県、大分県)	約0.3万戸	23日(家屋等損壊地域除く)
平成30年1～2月　寒波による凍結被害(北陸地方、中国四国地方)	約3.6万戸	12日
平成30年7月　豪雨	約26.3万戸	38日
平成30年9月　台風第21号・第24号	約1.6万戸 ・ 約2.0万戸	12日・19日
令和元年9月　台風第15号	約14.0万戸	17日
令和元年10月　台風第19号	約16.8万戸	34日

平成30年北海道胆振東部地震による水道の被災・復旧状況

○ 平成30年北海道胆振東部地震による大規模な停電及び水道施設の破損により、北海道内の44市町村において最大68,249戸の断水が発生。

○ 電力の復旧及び水道施設の復旧により、10月9日までに断水が解消(家屋等損壊地域※を除く)。

○ 厚生労働省では、被災状況や復旧状況に関する情報収集を行いつつ、北海道、日本水道協会等と連携し、応急給水や復旧作業が適切に実施されるよう支援。

※ 家屋等損壊地域とは、地震により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として自治体から報告があったもの。

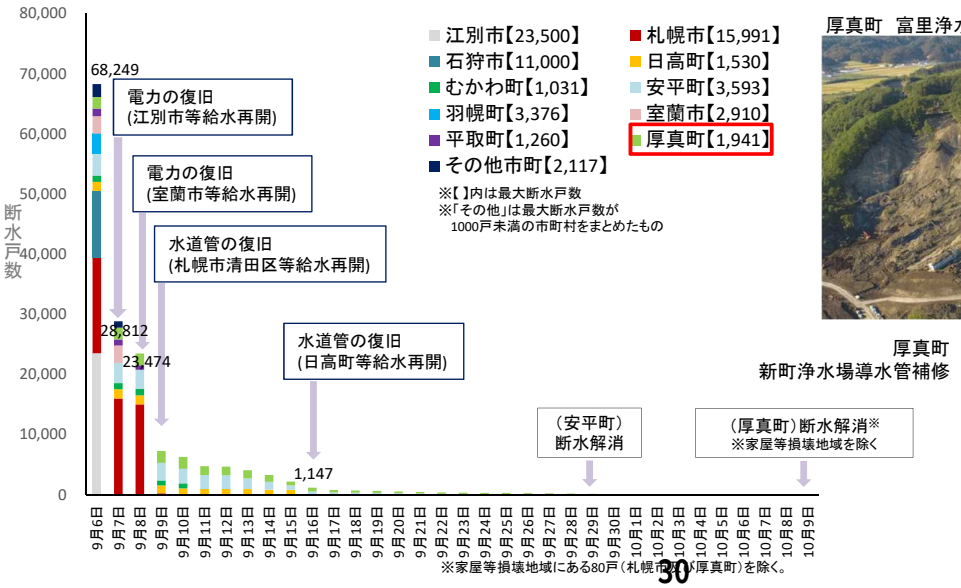

厚真町　富里浄水場・配水池 (土砂崩れ)

厚真町
新町浄水場導水管補修

令和元年台風第15号による水道の被災・復旧状況

○令和元年台風第15号に伴う浄水場等の停電などにより水道施設の運転が停止し、千葉県、東京都、静岡県内の27事業者、約139,700戸で断水被害が発生。
○停電により水道施設が稼働停止し、地域によっては復電に時間を要したため断水が長期化した。電源車や発電機の配備により早期に復旧できた施設もあるが、応援できる数に限りがあったほか、地域によっては道幅が狭く配備できない箇所があった。
○非常用発電設備の設置などの停電への備えや配水系統のネットワーク化等により、災害に強い強靭な水道の構築が急務である。

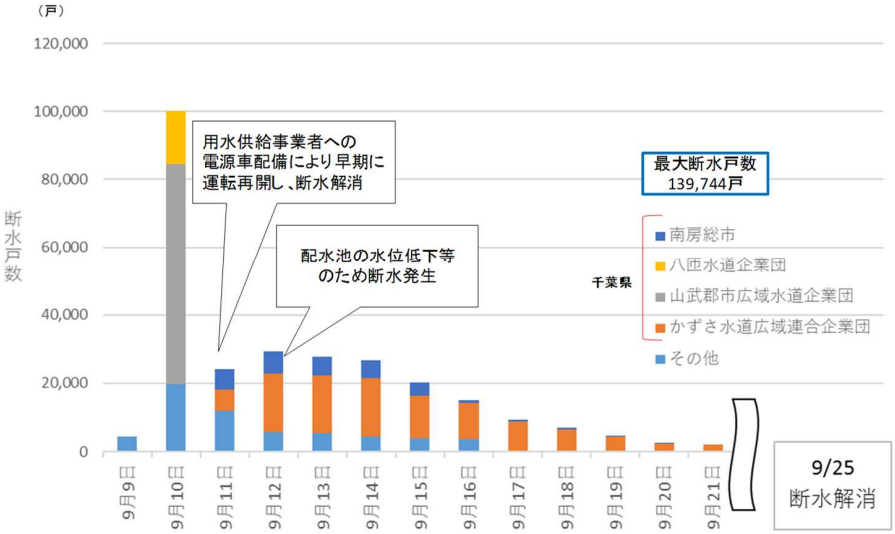

電源車の配備

被災状況（配水場門扉付近）

令和元年台風第19号による水道の被災・復旧状況

○令和元年台風第19号に伴う浄水場等の冠水などによる水道施設の運転停止や配水管等の破損により、福島県、茨城県など14都県103事業者、約168,000戸で断水被害が発生。特に、福島県いわき市の平浄水場では浄水場の冠水に伴う電気設備の故障により機能が停止し、運転再開までに時間を要した。
○配水系統のネットワーク化により、被災していない別ルートを用いた給水が可能であった地域では比較的、断水解消が早かった。
○水害への備えや配水系統のネットワーク化等により、災害に強い強靭な水道の構築が急務である。

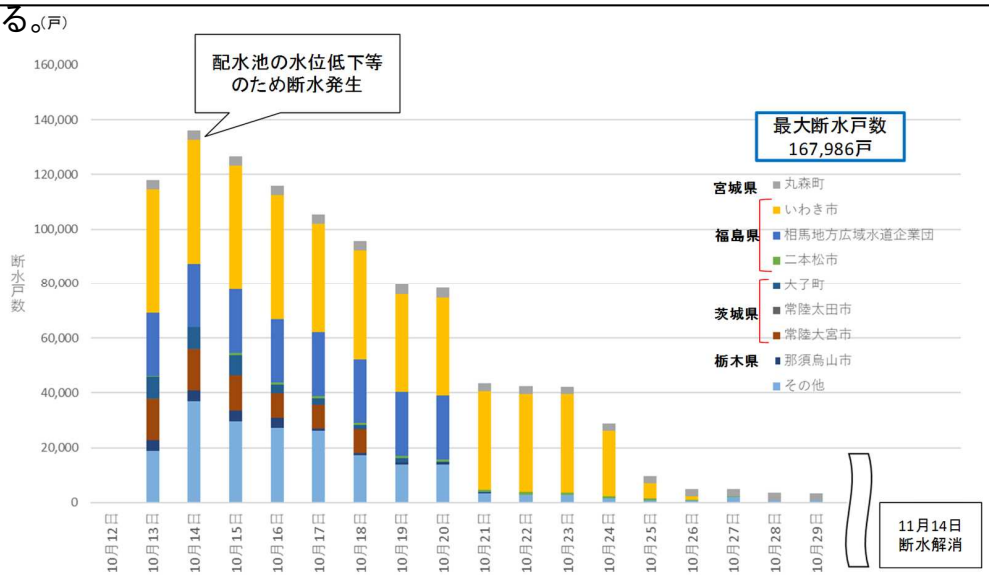

いわき市平浄水場の冠水

丸森町の道路崩落等による
アクセス路（県道）被災

丸森町石羽浄水場の
取水口流出

水道施設の緊急点検を踏まえた災害対策

令和2年度予算案：211億円（公共20億円、非公共191億円）

現状と課題

○ 平成30年7月豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設※の災害対応状況について緊急点検を行い、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じるおそれがあることが判明した施設に対して対策を実施する。※ 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設

○ また、耐震性の低い基幹管路について、耐震化のペースを加速させる。

対応方針

(1) 停電により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場 ⇒ **自家発電設備の設置等の停電対策**
補助率：1/4　実施主体：都府県、市町村等の上水道事業者、水道用水供給事業者

(2)土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場 ⇒ **土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策**
補助率：1/3　実施主体：都府県、市町村等の上水道事業者、水道用水供給事業者

(3)浸水災害により大規模な断水が生じるおそれがある浄水場 ⇒ **防水扉の設置等の浸水災害対策**
補助率：1/3　実施主体：都府県、市町村等の上水道事業者、水道用水供給事業者

(4)耐震性がなく、早急に耐震化の必要がある水道施設（浄水場、配水池等） ⇒ **耐震補強等の地震対策**
補助率：1/4等　実施主体：都府県、市町村等の上水道事業者、水道用水供給事業者

(5)耐震性の低い基幹管路 ⇒ **耐震適合率の目標（2022年度末までに50%）達成に向けて耐震化のペースを加速**
補助率：1/3等　実施主体：都府県、市町村等の上水道事業者、水道用水供給事業者

土砂流入防止壁のイメージ

浸水災害対策のイメージ

配水池の耐震化工事
（内面からの壁・柱等の補強）

３．水道事業関係予算について

従前の経緯

○　水道事業における財政支援（施設整備事業）としては、水道事業等を経営する地方公共団体に対し、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する水道施設整備費補助金（公共）と、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に配分でき、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備に対して支援を行う生活基盤施設耐震化等交付金（非公共）を設けている。

水道施設の整備に関する令和２年度予算案については、緊急対策の実施に必要な経費を含め、他府省計上分と合わせて、606 億円を計上しており、令和元年度補正予算額（214 億円）と合わせた総額では 820 億円となっている。

○　平成 30 年７月豪雨や平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害を踏まえ、平成 30 年度より３か年にわたり緊急的に実施している水道施設の停電・浸水災害・土砂災害対策及び耐震化対策（臨時・特別の措置）については、最終年度である令和２年度に実施が必要な経費として令和２年度当初予算案に 211 億円を計上している。

また、令和元年台風第 19 号等の自然災害による被害等を踏まえ、令和元年度補正予算による追加の措置及び臨時・特別の措置の見直しを行ったところであり、具体的な内容は以下の通りである。

①　取水・浄水場における対象の拡充（臨時・特別の措置の見直し）

停電・浸水災害・土砂災害対策の対象となる取水・浄水場について、これまでは　１事業者において１施設に対象を限定していたが、新たに断水影響が２千戸以上など影響の大きい取水・浄水場を対象とする。

②　浄水場の下流にある施設に対する対策の追加（令和元年度補正予算）

取水・浄水場において対策を実施する計画がある場合は、その下流にある施設（配水場・ポンプ場）を新たに対策の対象に加える。

③　配水支管の国庫補助対象の拡充（令和元年度補正予算）

配水支管の補助対象として新たに地域防災計画に位置づけられていない学校や福祉施設等、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水するものを加える。

今後の取組

○　令和２年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、令和元年 10 月１日に施行された改正水道法及び「水道の基盤を強化するための基本的な方針」を踏まえた人材育成や施設整備に対する財政支援を実施することとしている。

（具体的な拡充内容）

①指導監督交付金の対象拡大

広域連携の推進等のために都道府県が行う以下の事業に要する経費に対して財政支援を実施する。

・水道事業者等の人材育成のための研修事業

・小規模な水道事業者等に対する技術者派遣によるＯＪＴ事業

②事業の縮小に伴う施設の統合整備事業の創設

給水人口の減少等給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、水道事業者等が行う配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業に対して、財政支援を実施する。

○　東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、令和２年度予算案として、各自治体の復興計画において、令和２年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に 81 億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

○　生活基盤施設耐震化等交付金については、平成 28 年度から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっている。また、平成 30 年度から、水道ビジョンなど都道府県が策定する広域化等に係る計画の策定経費について、同交付金の交付対象としている。水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靭な水道が構築されるよう、地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、引き続き積極的な取組をお願いする。

○　浄水場の下流にある施設に対する対策の追加及び配水支管の国庫補助対象の拡充については令和元年度の補正予算に限った措置であるので、ご留意願いたい。

○　令和元年台風第 19 号等による自然災害により被災した水道施設の災害復旧事業については、現在各都道府県において災害査定を実施しているところであるので、引き続きご協力をお願いする。

○　東日本大震災に係る災害復旧事業については、復興期間の終了後においても国庫補助が継続される見込みとなったところであるが、被災地の迅速な復旧・復興に向けて引き続き各事業者との連携・働きかけをお願いする。

水道施設整備事業メニュー一覧

令和2年度予算（案）606億円（令和元年度当初予算650億円）
（令和元年度補正予算214億円）

水道施設整備費補助金（公共）

令和2年度予算(案)：188億円（令和元年度当初予算：218億円）

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

○ 簡易水道等施設整備費補助
布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業

○ 水道水源開発等施設整備費補助
ダム等の水道水源施設整備事業
水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
重要インフラ緊急点検を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業

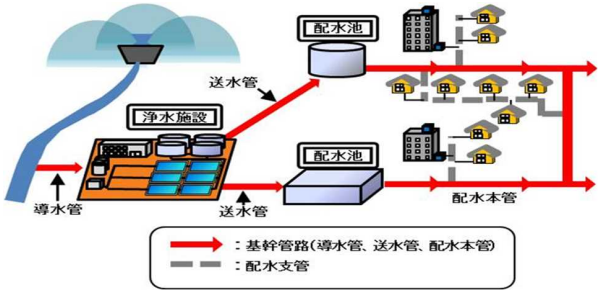

生活基盤施設耐震化等交付金（非公共）

令和2年度予算(案)：418億円（令和元年度当初予算額：432億円）

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

○ 水道施設等耐震化事業
水道施設の耐震化に資する施設整備（重要インフラ緊急点検を踏まえた耐震化事業を含む。）

○ 水道事業運営基盤強化推進等事業
水道事業の広域化に資する施設整備等

＜参考：水道施設整備に対する財政支援の考え方＞
水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

令和２年度水道施設整備関係予算（案）

（単位：百万円）

区分	令和元年度予算額 A	令和２年度予算（案） B	対前年度増△減額 B−A	対前年度比率（%） B/A
水道施設整備費	[101,388] 74,388	(90,457) 69,057	△ 5,331	92.8%
水道施設整備費補助	[28,749] 21,749	(25,749) 18,749	△ 3,000	86.2%
指導監督事務費等	[87] 87	(87) 87	0	100.0%
災害復旧費	[356] 356	(356) 356	0	100.0%
耐震化等交付金	[63,200] 43,200	(56,166) 41,766	△ 1,434	96.7%
東日本大震災	[8,996] 8,996	(8,099) 8,099	△ 897	90.0%
水道施設整備費 ※災害復旧費（東日本含む）を除く	[92,036] 65,036	(82,002) 60,602	△ 4,434	93.2%

注1）：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。
注2）：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。
注3）：令和元年度予算額欄の［　］書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、平成30年度補正予算額を含んだ額。
注4）：令和２年度予算（案）の（　）書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、令和元年度補正予算を含んだ額。

水道施設整備費　年度別推移
（平成21年度予算～令和2年度予算案）

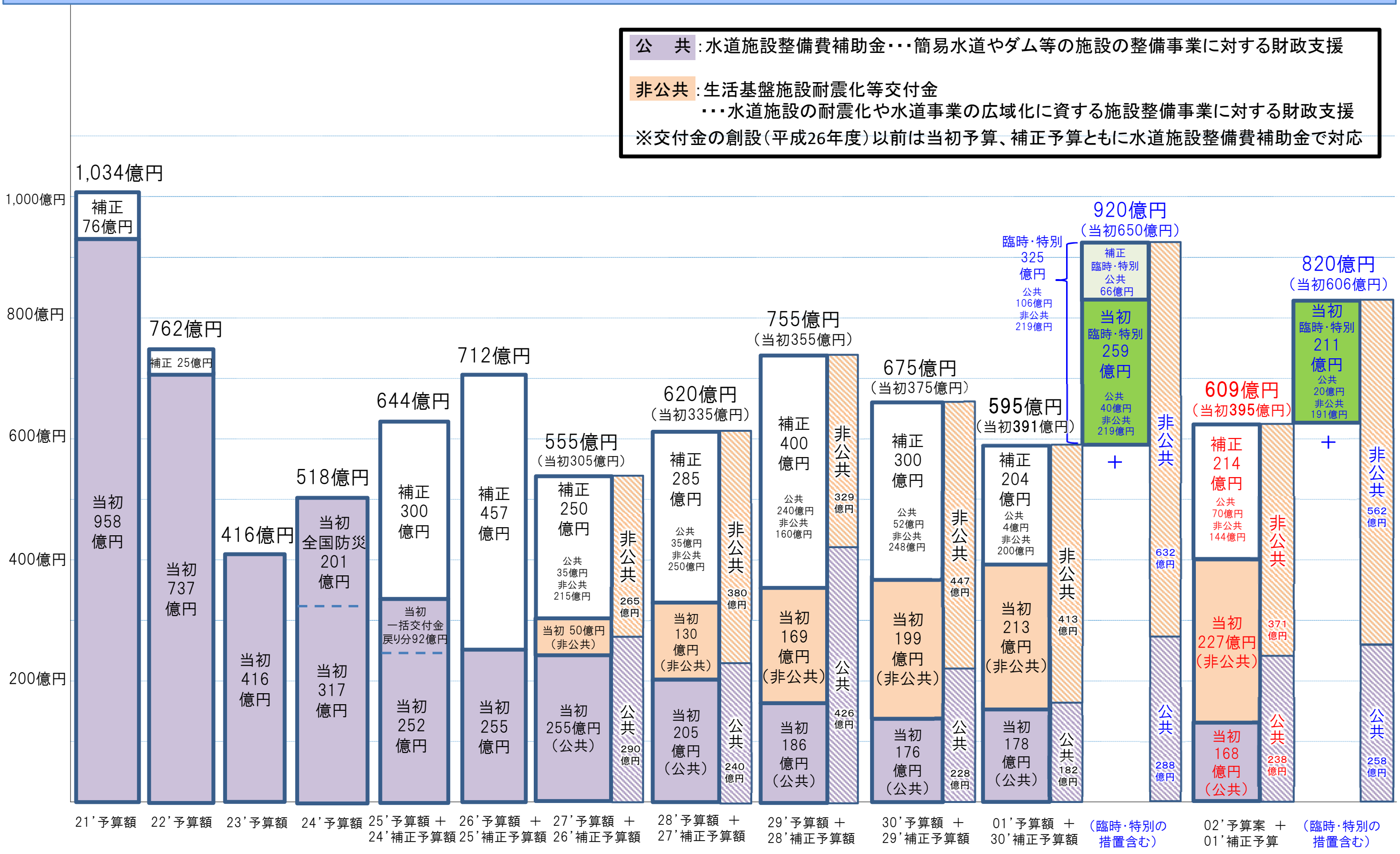

注１）内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。
注２）平成25年度以降は、前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。
注３）億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

令和２年度予算案及び令和元年度補正予算案における主な制度改正案

：令和２年度当初予算による措置　：令和元年度補正予算による措置　：「臨時・特別の措置」による措置

１．水道法改正等を踏まえた生活関係施設耐震化等交付金のメニューの拡充［非公共］

①指導監督交付金の対象拡大

令和元年10月１日の改正水道法の施行に伴い策定された「水道の基盤を強化を強化するための基本的な方針」において、水道事業等の運営に当たっては、知識や技術力等を有する人材の確保及び育成が求められている

都道府県が行う以下の事業に要する経費に対して財政支援を実施する
○水道事業者等の**人材育成のための研修事業**
○小規模な水道事業者等に対する**技術者派遣によるＯＪＴ事業**

②事業の縮小に伴う施設の統合整備事業の創設

改正水道法に基づき、長期的な視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を的確に把握した上で必要な財源を確保し、水道施設の更新を計画的に行う必要がある

給水人口の減少等給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、水道事業者等が行う**配水池及び浄水場等の統合整備等を行う事業**に対して、財政支援を実施する

２．「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」の拡充［公共・非公共］

令和元年度台風第15号、第19号による被害等を踏まえ、全国の上水道施設・管路に関する緊急対策を更に推進する

①停電・土砂災害・浸水災害対策の拡充［公共］

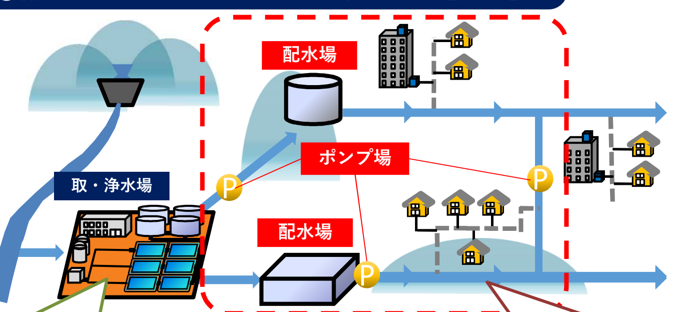

取水・浄水場について、停電・土砂災害・浸水災害対策を実施
※ただし１事業者１施設に限る

浄水場の下流にある施設**（配水場・ポンプ場）**は**対策対象外**

断水影響が２千戸以上など影響が大きい取・浄水場を対策の対象にする
※１事業体１施設に限らない

配水場・ポンプ場※**を新たに緊急対策の対象に加える**ことにより、**対策の効果を発現させる**
※対策の対象となる浄水場を供給する計画のある施設を対象とする。

②水道管路の耐震化等対策の拡充［非公共］

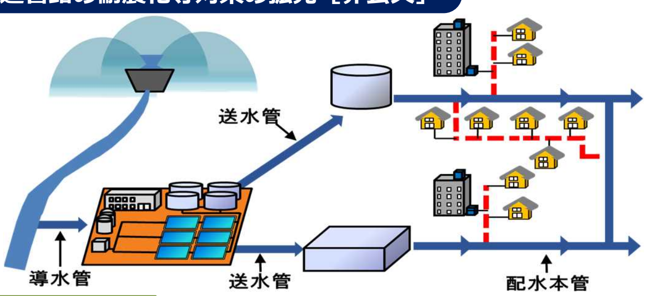

基幹管路の耐震化は**緊急対策の対象**

：基幹管路（導水管、送水管、配水本管）
：配水支管

配水支管の国庫補助対象は地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院等や、災害時要援護者の避難拠点等の**給水優先度が高い施設に水道水を配水するもの**に限定

左記のほか、**地域防災計画に位置づけられていない学校**※**や福祉施設等、公共性が高く社会的影響が大きい施設に配水するものを国庫補助対象に加え、水道管路の整備を更に促進**
※避難所に位置づけられていないものを想定

水道計画指導室

１．水道事業者等への指導監督について

従前の経緯

○　厚生労働省では、平成 13 年度から、厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に、水道法第 39 条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の計画的な更新、改良、耐震化の状況等を確認している。

○　平成 30 年度は、延べ 43 の水道事業者等（第三者委託先を含む。）に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ 101 件、口頭での指摘を延べ 212 件行った。今年度は、34 の水道事業者等（第三者委託先を含む。）に対して立入検査を実施したところである。

○　立入検査の結果については、取りまとめの上、厚生労働省水道課ホームページで公表してきたが、平成 27 年度より、指摘対象の水道事業者等の名称を併せて公表している。

都道府県等に対する要請

○　都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

○　国認可の水道事業者等に対しては、長年、立入検査を実施していない事業者を中心に、立入検査を活用した指導・助言等を行っているところである。都道府県におかれても、管下水道事業者等に対し、計画的な指導監督をお願いする。

２．水道分野における国際貢献

従前の経緯

○　国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、安全な飲料水を利用できない人口の割合を、1990 年を基準として 2015 年までに半減することが掲げられ、我が国としても、達成に向け取り組んできたところ、同目標は 2010 年に達成された。今後は、新たに掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の目標６「2030 年までに、すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に向けて、継続的な支援が求められている。

○　日本経済の再生に向けて、平成 24 年 12 月に設置された日本経済再生本部において「我が国の世界最先端インフラシステムの輸出を後押しする」ことが決定され（H25．１）、実現に向けた具体的な検討のための関係閣僚会議として経協インフラ戦略会議が設置された（H25．３）。同会議において決定されたインフラシステム輸出戦略（H25．５）では、新たなフロンティアとなるインフラ分野として「水道分野」が選定された（H28．５）。

○　人口増加や経済発展を続けるアジア諸国では、今後、水需要の高まりが見込まれており、水ビジネスの成長性が国際的に注目されている。厚生労働省では、日本の技術・経験をアジアの持続可能な成長のエンジンとして活用し、アジアの成長を日本の成長に結実させることを目的とした「水道インフラシステム輸出拡大推進事業」を実施している。

今後の取組

○　日本の水道産業の海外展開を支援するため、東南アジア地域の開発途上国を対象として、平成 20 年度から、地方公共団体及び民間企業等が参加する現地セミナーや案件発掘のための現地調査を実施し、日本の水道技術や企業を PR するとともに、現地の課題と日本の技術とのマッチングを図っている。令和元年度は、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマーの４か国において調査等を実施した。

○　また、海外の水道プロジェクトの形成を支援するため、平成 23 年度から、日本の水道事業者や水道経験者・水道専門家等と民間企業が共同で調査を行う案件発掘調査を実施している。令和元年度はミャンマーにおいて調査を実施した。

都道府県等に対する要請

○　水道産業の国際展開は、「水道インフラシステム輸出拡大事業」として令和２年度も実施する予定である。関心のある地方公共団体及び民間企業等におかれては積極的な参加をお願いする。

水道水質管理室

１．水道水質管理

（１）水道水質基準等の見直し

従前の経緯

○　平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

○　令和元年７月２日及び令和２年２月 19 日に令和元年度水質基準逐次改正検討会を開催し、六価クロム化合物の水質基準値等の見直し案、水質管理目標設定項目及び農薬類の目標値等の見直し案について検討を行った。

今後の取組

○　六価クロム化合物の基準値の見直しについては、これまでに食品安全基本法の規定に基づく食品安全委員会への諮問、パブリックコメントを終え、令和２年４月１日から施行予定。

○　この他、現在要検討項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、暫定目標値を設定するとともに水質管理目標設定項目へ位置づけを変更すること及び農薬類の目標値の見直し案について、パブリックコメントを行っているところである（２月 23 日～３月８日）。３月中に開催予定の第 21 回厚生科学審議会生活環境水道部会の了承を得た後、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知）及び「水道水質管理計画の策定にあたっての留意事項について」（平成 4 年 12 月 21 日衛水第 270 号水道整備課長通知）を改正し、令和２年４月１日から施行予定である。

○　検査方法告示（平成 15 年厚生労働省告示 261 号）、資機材等の材質に関する試験（平成 12 年年厚生省告示第 45 号）、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成 9 年厚生省告示第 111 号）及び残留塩素検査方法告示（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）について、六価クロム化合物の基準値の見直しによる改正、検査法検討会の議論の結果を踏まえて改正し、令和２年４月１日から施行予定である。

都道府県等に対する要請

○　水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監　視を行

うことが望ましい。そのため、水道水質管理計画に基づく水質監視を実施するほか、貴管下の水道事業者等に対し、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう周知指導方、特段のご配意をお願いする。

○　水質基準等の逐次改正の検討に用いるため、要検討項目について検査を行った場合に　は、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

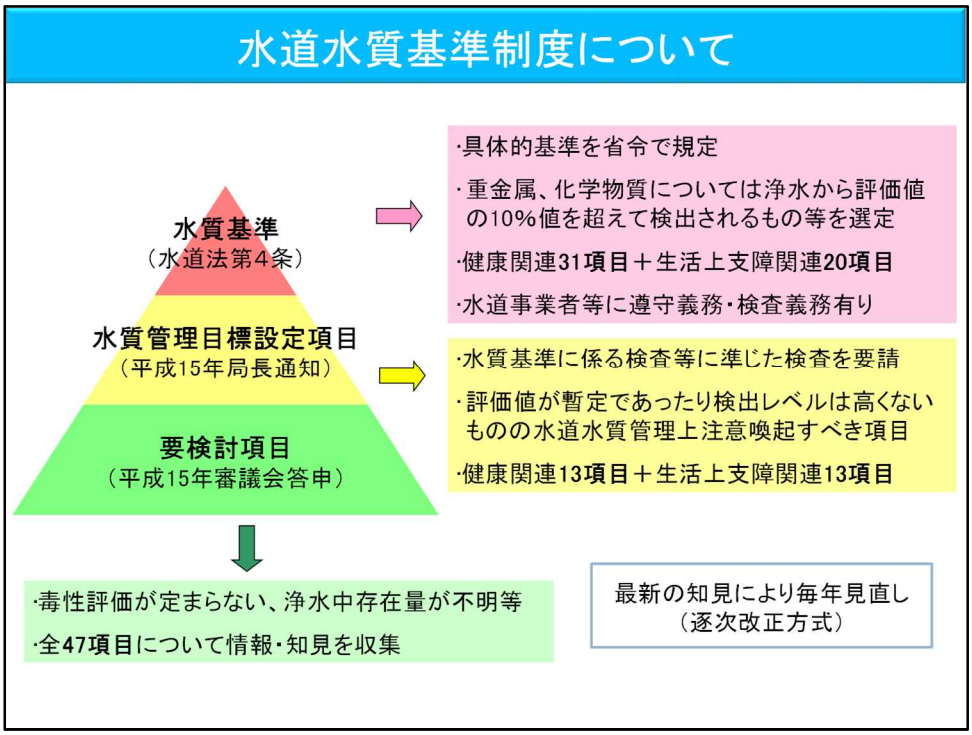

水道水質基準の改正予定（六価クロム化合物）

表．六価クロム化合物に係る水質基準等の改正案

			基準値（mg/L）
水道水質基準		現行	0.05
		改正案	0.02
薬品等基準		現行	0.005
		改正案	0.002
資機材等材質基準		現行	0.005
		改正案	0.002
給水装置の浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	現行	0.005
		改正案	0.002
	末端以外の給水用具又は給水管	現行	0.05
		改正案	0.02
施行時期	令和2年4月1日予定 ※　水栓その他末端給水用具の浸出性能基準の適用は1年間の猶予規定を設ける予定		

水質管理目標設定項目及び農薬類に関する見直し（案）

【水質管理目標設定項目】

項目	現行目標値 ➡	新目標値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA） ※ 要検討項目から位置づけ変更	―	0.00005 mg/L 以下（暫定） （PFOS及びPFOAの和として）

【農薬類】対：対象農薬リスト掲載農薬　他：その他農薬

項目		現行目標値 ➡	新目標値
対-027	カルタップ	0.3 mg/L以下	0.08 mg/L 以下
対-044	ジクワット	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L 以下
対-090	プロチオホス	0.004 mg/L以下	0.007 mg/L以下
他-044	セトキシジム	0.4 mg/L以下	0.2 mg/L 以下
他-045	チアクロプリド	―	0.03 mg/L 以下
他-047	チオシクラム	0.03 mg/L以下	0.05 mg/L以下
他-078	ベンスルタップ	0.09 mg/L以下	0.06 mg/L以下

パブリックコメント、厚生科学審議会生活環境水道部会による審議を経て
令和2年4月1日適用予定

検査方法に関する主な検討事項

1．検査方法告示（平成15年厚生労働省告示第261号）の改正関係

（1）**六価クロム化合物の基準強化に伴う検査法の検討**（別表4）

- Cr^{6+}の新評価値設定に伴う現行検査方法の対応（別表4から削除）

（2）**シアン化物イオン及び塩化シアンの混合標準液**（別表12）

- 標準液の調製及び検量線の作成における混合標準液による方法の追加の検討

（3）**陰イオン類の分析方法の整理等**（別表13、別表16の2）

- 陰イオン類と塩素酸の同時分析の検討（別表の統合）、採水時の添加試薬・添加量の検討

（4）**陰イオン類の液体クロマトグラフ質量分析法**（別表18の2）

- 塩素酸の検査方法の追加の検討

（5）**標準列作成に係る規程**（別表5、6、20、24及び28の2）

- 検水の濃度範囲の上限が広がったため、標準列の調製方法について検討

2．残留塩素検査方法告示（平成15年厚生労働省告示第318号）の改正関係

- 各別表について最新の知見を踏まえて検討

3．その他

- 1（1）に関連して、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年厚生省告示第111号）及び「資機材等の材質に関する試験」（平成12年年厚生省告示第45号）における取扱いも検討

⇒ 告示改正案についてパブリックコメントを実施（令和元年12月9日～令和2年1月7日）。
今後、告示を改正し、令和2年4月1日に施行する予定。

（２）耐塩素性病原生物対策の充実

従前の経緯

○　クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成 19 年３月に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策が実施されている。

○　クリプトスポリジウム対策における地表水への紫外線処理の適用を新たに盛り込んだ、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の改正について、令和元年５月 29 日から施行した。

○　平成 31 年３月末時点で、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の実施状況としては、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれのレベルを判断していない　施設が全体の７％あり、また、水道原水が耐塩素性病原生物に汚染されるおそれがある施設（レベル４又はレベル３）のうち 30%が対策を検討中と、対策の充実が急務となっている。

今後の取組

○　厚生労働省では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づく対応が　実施されるよう、水道事業者等に対し、引き続き立入検査等で指導していく。

都道府県等に対する要請

○　汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、速やかにレベル判　定を実施し、そのレベルに応じた水道原水に係る検査が実施されるよう、水道事業者等　に対し指導をお願いする。

○　改正された「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の水道事業者等への周知、並びにクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設を持つ水道事業者等に対して、施設整備や運転管理等の対策を徹底するよう指導をお願いする。

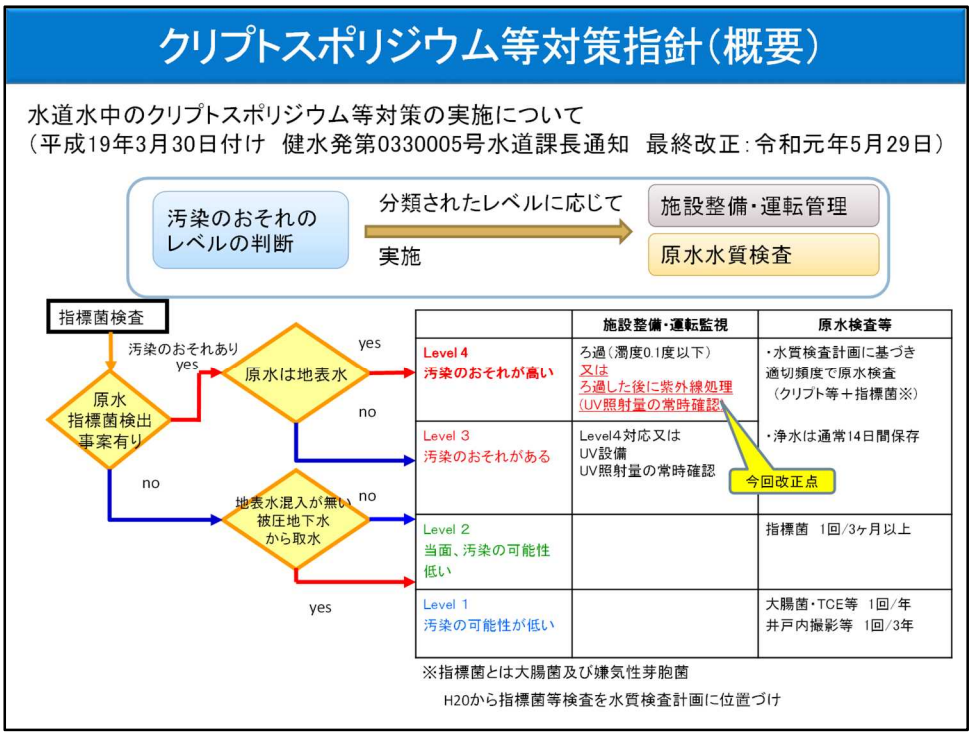

（３）飲料水健康危機管理について

従前の経緯

○　厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、平成９年に「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成 25 年 10 月）を策定しているが、塩素消毒の不徹底や耐塩素性病原生物による汚染等は毎年発生している。

○　飲料水の水質異常等の情報を把握した場合の厚生労働省への連絡方法については、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第１号）により通知している。

○　また、必要に応じて摂取制限を行いつつ給水を継続することについて、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年３月 31 日生食水発 0331 第３号）にて通知している。

今後の取組

○　水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が適正かつ迅速に

行われるよう、水道事業者等及び都道府県に対して、水道水質管理に関する指導や水質汚染事故発生時の連絡体制の確認等を徹底する。

都道府県等に対する要請

○　水質汚染事故による健康被害の発生予防、拡大防止等危機管理に関する取組が適正かつ迅速に行われるよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

○　貴管下の水道事業者において、飲料水に起因して健康被害が発生した可能性がある場合のほか、健康に影響を及ぼすおそれのある水質異常が発生した場合（浄水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L 未満、一般細菌や大腸菌等の基準超過、健康に影響を及ぼすおそれのある物質の基準超過の継続、摂取制限を伴う給水継続の実施等）については、直ちに厚生労働省に連絡するよう、改めて、緊急時の迅速・円滑な対応をお願いする。

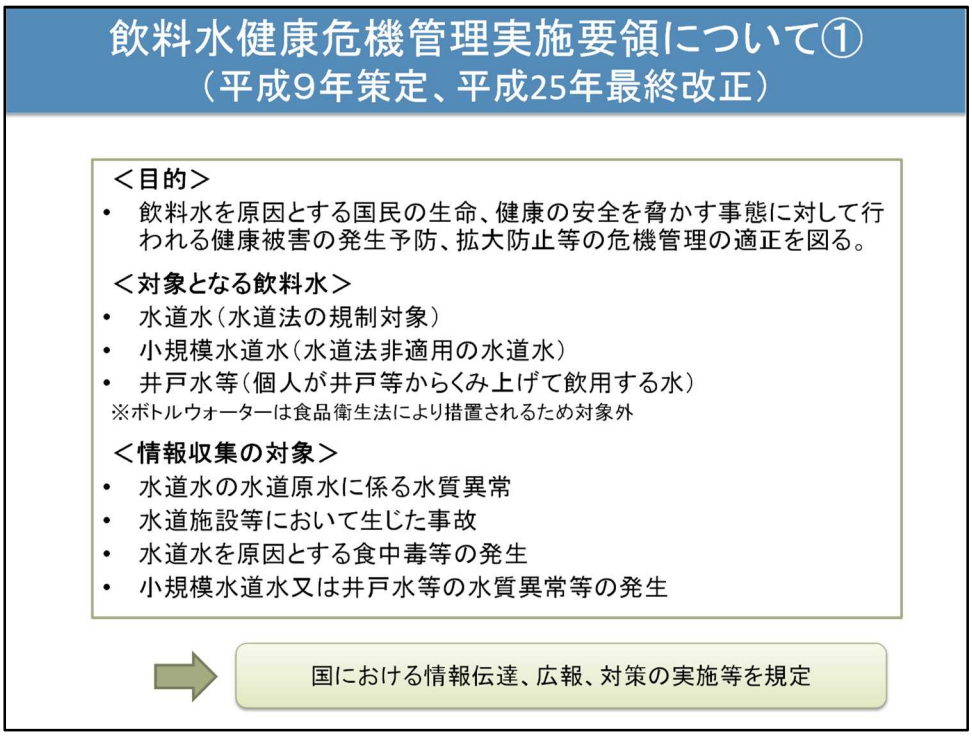

飲料水健康危機管理実施要領について②

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」
（平成25年10月25日付け健水発第1025第1号水道課長通知）※平成29年3月一部改正

- 水道原水又は水道水、**飲用井戸等**から供給される飲料水について、水質異常を把握した場合、都道府県等や水道事業者等に対し、厚生労働省へ報告を依頼。
- 平成25年10月に、報告様式を改正（右の例のとおり）。
- ※H29年3月の改正では様式の変更なし。
- クリプトスポリジウム等の検出についても、本様式を用いて報告。
- 民営の簡水や飲料水供給施設についても情報の把握に努めて報告。

報告日時：平成YY年MM月DD日　HH時　MM分

あのとおり水質異常が発生しましたので報告します（第n報）

番号	項目		内容
1	発生情報	1 異常が発生した日時（採水、患者発病等の時期を含めてください）	平成YY年MM月dd日　hh:mm 採水
		2 異常があることを知った日時	平成YY年MM月DD日　朝食
		3 対応を開始した日時	平成YY年MM月DD日HH:MM
2	水質異常が生じた水道	1 水道の種別（上水道、簡易専用水道、飲用井戸等）	上水道
		2 水源の名称と種別（表流水、深井戸等）	東幸川（表流水）
		3 施設の名称（原水水質の異常の場合は取水点名）	○○取水場
		4 給水区域方法	浄水池等、直送方式
		5 異常に係る地区の給水範囲の人口（又は戸数）又は1日平均利用者数	100万人
3	異常の状況	1 水質異常の種類（原因物質、原因物質の検出等及びその存在場所、施設の不具合等）	不明
		2 関連させたい水質項目と所見時の数値	原水からクリプトスポリジウム検出（2個/10L）
4	給水への影響	1 給水停止／取水減量期間	なし
		2 給水停止／制限の期間	なし
		3 給水停止／制限の影響人口	なし
5	健康被害・生活被害	1 種別	なし
		2 人数	なし
		3 発生地域	なし
6	対応経緯（時系列に記載）	時刻30日12:00頃 8日目に採水した原水からクリプトスポリジウムが検出されたとの報告。 これを受け、HH月dd日以降の直接の飲料水供給を停止していること、同日に採水した原水を検査した結果クリプトスポリジウム等が検出されないこと、クリプトスポリジウムの感染性がないことを確認する。 同時に、水源を管轄する保健事業者（A課、B課、C課）に対して情報提供済み。
7	関係機関との連絡	平成YY年MM月DD日HH:MM　○○県××保健所、××町、厚生労働省へ連絡済み
8	今後の対応方針	引き続き原因究明の継続
9	報道発表等	特に実施していない。
10	その他特記事項	なし
11	問合せ先	1 部署名	○○課
		2 事業体名称	○○県
		3 所属・肩書	東幸浄水課
		4 担当者名	ムム　ムム
		5 電話番号	XXX-XXX-XXXX（内線XXXX）
		6 FAX番号	XXX-XXX-XXXX
		7 e-mail	abc@ab.lg.jp

【留意点】
・報告いただいた内容については、個人情報を除き、厚生労働省に定期的に公表します。
・必要に応じ、水質検査結果、浄水フロー、地図等を添付してください。
・報道発表等を行った場合は、関係資料を添付してください。

（報告様式記入例）

（４）水安全計画について

従前の経緯

○　厚生労働省は、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水　質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提案している「水安全計画」の策定を推奨している。平成 20 年 5 月には「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平　成 23 年度頃までを目途に水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましい旨を、水道事業者等や関係行政部局に周知してきた。

○　しかしながら、平成 31 年３月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済の事業者は 35.9%（平成 30 年３月末時点 30.7%）、策定中の事業者は 6.1%にとどまっている。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない水道事業者が多数存在していることが明らかになっている。

今後の取組

○　水安全計画の策定をより一層促進するため、平成 27 年６月に中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開しており、今後も計画の策定

又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保の推進を図っていく。

都道府県等に対する要請

○　貴管下の水安全計画未策定の水道事業者等に対して、計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保の指導をお願いする。

　また、水安全計画策定済の水道事業者等に対しては、計画が常に安全な水を供給して　いく上で十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うよう指　導をお願いする。

（５）貯水槽水道について

従前の経緯

○　貯水槽水道のうち有効容量が 10 ㎥を超えるもの（簡易専用水道）は、水道法において、その設置者に対し、管理の状況について毎年１回以上の検査が義務づけられている。また、貯水槽水道のうち簡易専用水道の規模要件に満たない小規模貯水槽水道は、水道法上検査の義務づけはないものの、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年１月策定）等に基づき水質検査を毎年１回以上行う等、適切に管理することを求めている。

○　簡易専用水道の管理の検査受検状況は、近年は80％前後で推移しており、平成30年度は78.0％であった。また、簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は23.3％であり、特に衛生上問題があったために所管する行政庁に報告された割合は1.3％であった。

○　一方で、小規模貯水槽水道の検査受検状況は、近年は３％前後で推移しており、平成 30 年度は3.8％であった。また、小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は23.7％であり、特に対策の充実が急務となっている。

○　厚生労働省では、貯水槽水道（簡易専用水道及び小規模貯水槽水道）の管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日付け厚生労働省健康局水道課長通知）を発出し、都道府県等及び水道事業者に対し、貯水槽水道の衛生確保の一層の推進を求めている。

○　なお、貯水槽水道の指導監督に係る事務は、以前は都道府県、保健所設置市及び特別区が行っていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）による水道法の改正により、平成 25 年４月１日以降はすべての市に移譲されている。

○　平成 30 年度に健康被害が確認された水質事故については、平成 31 年２月、神戸市において簡易専用水道である受水槽の汚染が原因とされる健康被害（ノロウイルスによる食中毒）が発生した。神戸市は受水槽の設置者に対して受水槽の維持管理を徹底するよう改めて指示を行った。

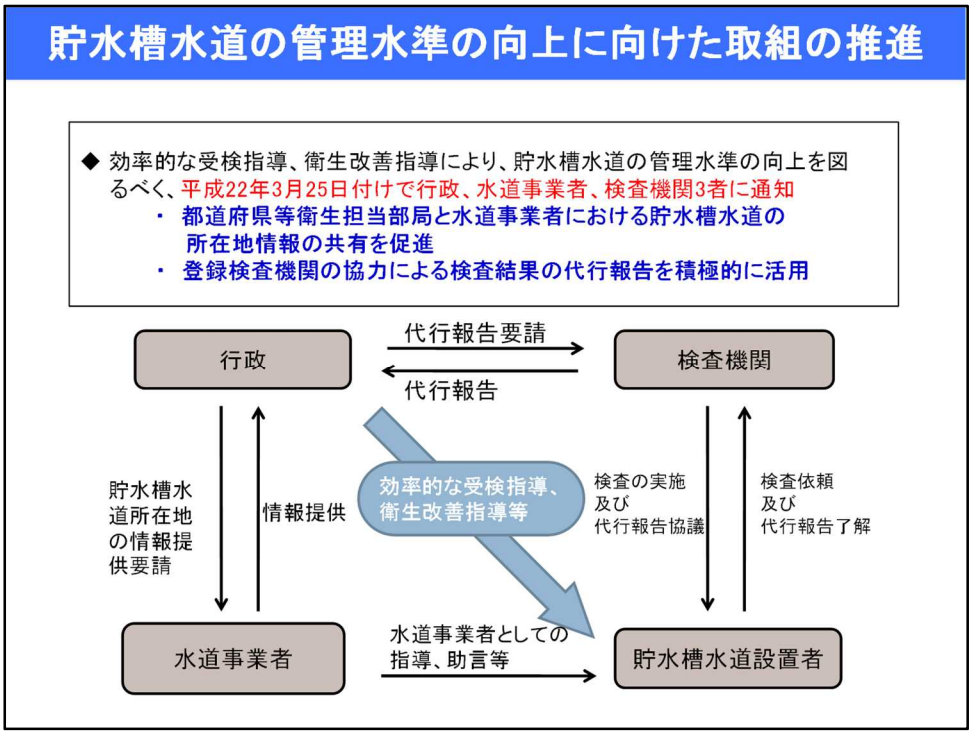

今後の取組

○　厚生労働省では、引き続き各自治体の貯水槽水道の管理及び指導の実態を把握し、貯水槽水道の管理向上の推進を図っていく。

都道府県等に対する要請

○　水道事業者と連携して貯水槽水道の設置場所の把握及び情報の更新を進めるとともに、登録検査機関による検査結果の代行報告を活用するなどにより、設置者に対する指導を引き続きお願いする。

○　指導権限を移譲した市において円滑に事務が執行されるよう、移譲先の担当部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに、適切な助言を行うようお願いする。